

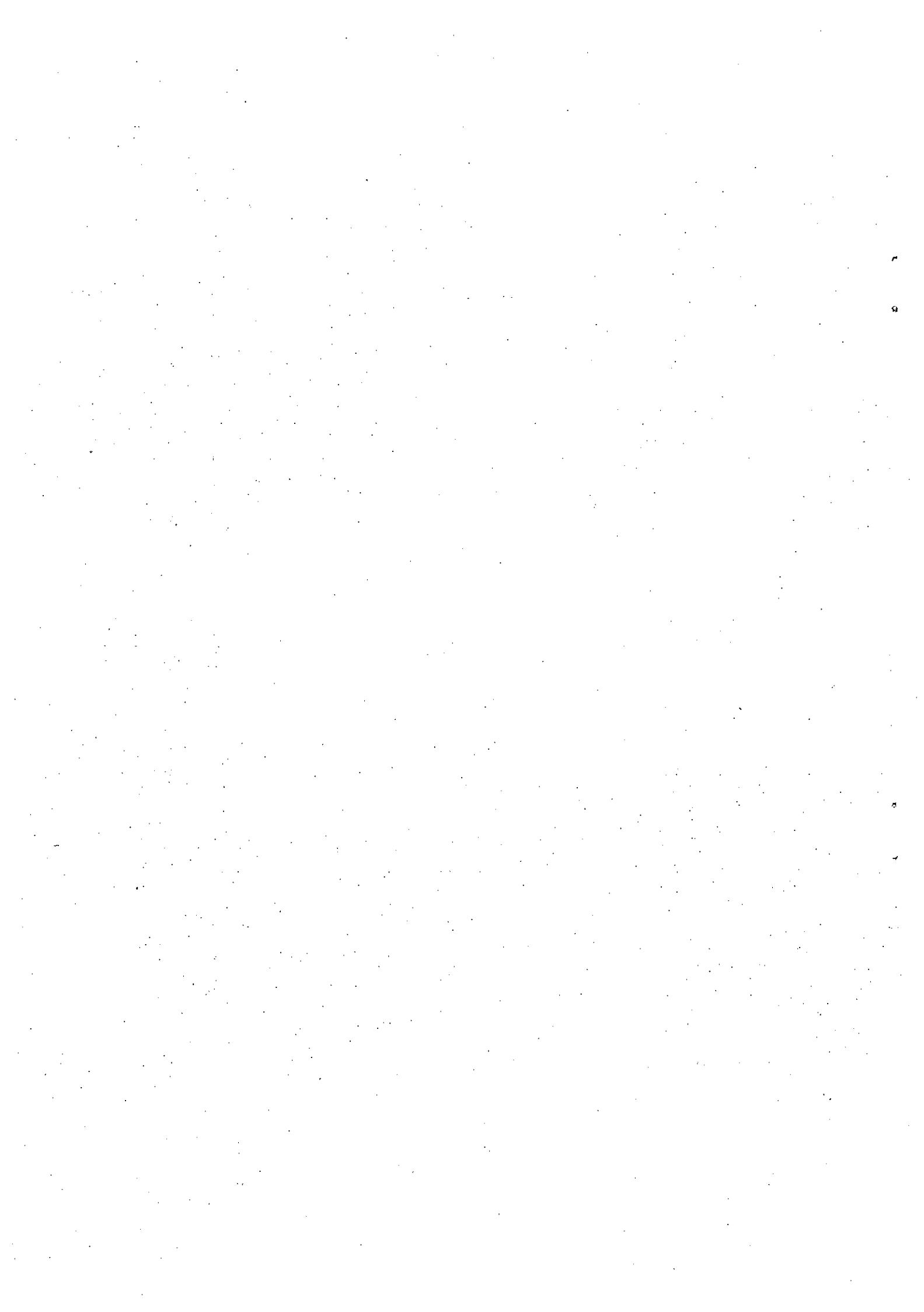
地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年3月20日)

[件名]

- 1 鳥取県避難所運営マニュアル作成指針の策定について
(危機管理政策課) … 1
- 2 福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針の策定について
(危機管理政策課) … 5 2
- 3 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について
(危機管理政策課) … 6 8
- 4 平成29年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 別冊

危 機 管 理 局



鳥取県避難所運営マニュアル作成指針の策定について

平成30年3月20日
危機管理政策課

平成28年の鳥取県中部地震や熊本地震をはじめとしたこれまでの災害の教訓とそれへの対策を踏まえ、また住民の自主運営を促進することも目的とした実践的な避難所運営マニュアル作成指針を策定しました。

本指針については各市町村等への周知のほか県ホームページで公開するとともに、来年度以降、本指針の内容も取り入れた市町村担当職員、自主防災組織や自治会役員を対象とした研修会を開催し、住民の自主運営を含めた避難所運営の向上を図っていくこととしています。

1 指針の目的等

- ① 市町村が避難所運営マニュアル（市町村の運営用、または地域住民の自主運営用）を作成する際の参考となるよう策定。
- ② 地域住民による主体的な避難所の運営の参考となるよう、実践的・具体的な内容としている。
- ③ 本指針は訓練等を通じて内容の検証を行い、随時必要な見直しを行っていく。

2 指針の概要

避難所運営の基本的な考え方を整理した「指針編」、レイアウトや運営各班の役割など具体的な対応を各1ページ程度にまとめ、そのままでもマニュアルとして活用できる「ひな形編」、避難者名簿など実際の避難所運営に活用できる様式をまとめた「様式集」で構成。

【指針の内容：指針編、ひな形編から抜すい】

1. 避難所運営の基本的な考え方

（1）住民が中心となって避難所の自主運営を実践

発災当初は、市町村職員も被災したことによる行政機能の低下や、人命救助等の応急対策の実施により、行政等の対応が遅れることがあるため、避難所を住民が自主運営するよう積極的な参画を求める。

（2）被災者同士の協力

避難所は災害時における地域コミュニティの場として、被災者同士が協力しあうよう心がける。

（3）被災者の多様な特性に配慮した避難所の生活環境づくり

高齢者、障がいのある人、外国人等、多様な人に配慮して、避難所の生活環境を整える。

※以下はひな形編に記載の具体的な配慮事項

①要配慮者への配慮事項（ひな形編17P）

・多様な特性に配慮して情報伝達する。

（例：視覚障がいのある人→声かけ、聴覚障がいのある人→手話や筆談）

・居住スペースや通路の配置に配慮する。（ゆとりをもったスペースの割り振り）

・プライバシーを確保する。（間仕切り、屋内への簡易テントの設置など）

・要配慮者のニーズに即して食料や物資を提供する。（例：アレルギー対応食など）

②女性の視点に立った避難所運営に当たっての配慮事項（ひな形編16P）

・女性専用トイレ、女性専用更衣室、授乳スペース、男女別の物干し場等の確保

・女性による、女性のみが使用する物資の配布

・女性専用相談窓口の設置 など

2. 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで

避難所の立ち上げから運営体制の確立、避難所の閉鎖までに行うべき事項について、時系列（発災から3週間程度まで）で対応する内容について記載。

3. 避難所の開設までの流れ

(1) 避難所の開錠

- ・避難所となる施設の開錠は、基本的には施設管理者が行う。
- ・迅速な開錠のため、①地域住民の代表者が合鍵を預かること、②事前に関係者（避難者、施設管理者、市町村）の連絡先や鍵の受け渡しのルール等を確認しておくこと。

(2) 施設の安全確認

- ・ひな形編の安全確認の項目例（屋内、屋外）を活用して施設の安全を確認し、利用の可否を判断する。
- 被災状況によっては、他の避難所への避難を検討する。

(3) 避難所のレイアウト

- ① 目安となる面積（長期避難の場合は避難者1人当たり3平方メートル程度の確保を目安 等）要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保
- ② 配慮すべき事項
 - プライバシー保護のための間仕切りを設ける。
 - トイレや着替え場所、物干し場を男女別に設ける。授乳室を設ける。
 - 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室、入浴、物干し場等については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど安全に配慮する。
- ③ 設置が想定されるスペース（受付、相談所、更衣室、仮設トイレ等）について提示し、各スペースの留意すべき点を記載。

→掲載例：相談所（個人のプライバシーが守られ相談できる場所を確保）

(4) 避難者の受入れ（指針編から）

- ① 避難者カード（※）や避難者名簿などを活用して避難者の受付を行い、居住スペースの割り当てなどを行う。避難所における生活ルール（標準例はひな形編の5「避難所のルールを決めておこう」（30P）に記載）についてもできるだけ早く周知する。
※避難者の要配慮事項の把握や、車中避難者や在宅避難者の状況把握にも活用可能な様式を示した。
- ② 要配慮者に関する情報を入手し、必要な支援体制などを準備しておく。必要に応じ、市町村災害対策本部へ支援を求める。

4. 運営体制づくり

(1) 運営体制の構成例

- ① 必要な用務ごとに班編制を行い、避難住民も参画した運営体制を整えていく。
代表、副代表、総務班（連絡調整窓口）、広報班（情報収集と情報提供）、管理班（避難者の把握、施設の管理）、衛生班（感染症予防、衛生管理）、救護・要配慮者班、食料班、物資班、ボランティア班を例示
- ② 避難者、地域の各種団体、市町村職員、ボランティア等が、避難所運営について協議しながら避難所を運営する。

(2) ミーティングの開催

必要に応じ、避難所運営について情報共有や検討を行う連絡会議を開催する。

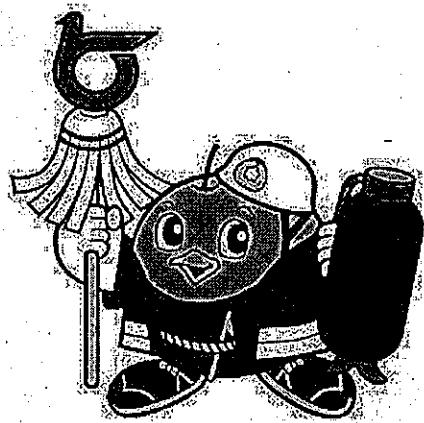
5～6. 避難所の各種の生活ルールを決める

- ① 集団生活を営むのに必要かつ最小限のルールを定め、避難者へ周知を図るとともに、誰もが見やすい場所（掲示板など）に掲示する。
- ② ルールの決定に当たっては、施設管理者と調整を図りながら避難所代表組織とも話し合って決定する。

7. 安定期以降の取組（避難所の閉鎖まで）

- ① ライフラインの復旧状況や応急仮設住宅の設置状況などを勘査しながら、避難所の閉鎖の時期を検討する。
- ② 学校を避難所としている場合には、児童・生徒が元通りの授業を受けられるよう配慮する必要があることに留意する。

鳥取県避難所運営マニュアル作成指針



鳥取県
(平成 30 年 3 月)

「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」について

(指針の目的)

- この指針は、平成28年の鳥取県中部地震や熊本地震など過去の災害対応の課題や教訓等を踏まえ、県内市町村で避難所運営マニュアルを作成するための参考とするものです。
- 本指針では、地域住民が主体的に避難所の運営を行うことを自指しており、実際の運営の参考となるよう、実践的・具体的な内容としています。

(指針の使い方)

- 本指針を参考としながら、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成するとともに、市町村と地域住民が連携して円滑な避難所運営ができるよう備えてください。
- なお、本指針は訓練等を通じて内容の検証を行い、隨時必要な見直しを行っていくこととします。



中部地震で避難所となった小学校の体育館

(倉吉市 小鴨小学校)

(目次)

指針編

.....1

ひな形編

1 避難所運営の基本的な考え方8
2 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで9
* 身のまわりの安全を確保し、避難しよう10
3 避難所の開設までの流れ	
(1) 避難所の開錠11
(2) 避難所となる施設の安全確認12
(3) 避難所のレイアウトを決めよう13
(4) 避難者を受け入れよう14
4 避難所の運営体制づくり15
(1) 運営体制の構成例	
(2) ミーティングの開催	
* 女性の視点に立った避難所運営16
* 要配慮者へ配慮した避難所運営17
* ペットの同行避難18
(3) 各班の役割	
①代表者・副代表者19
②総務班20
③広報班21
④管理班23
⑤衛生班24
⑥救護・要配慮者班26
* 要配慮者が避難所で困ること、その対応例27
⑦食料班28
⑧物資班 ⑨ボランティア班29
5 避難所の生活ルールを決めておこう30
6 衛生管理、食事管理、健康管理のルールを決めておこう31
* 福祉避難所と、一般避難所における福祉避難スペース32
7 安定期以降の取組（避難所の閉鎖まで）33
* 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正34

指針編

1. 避難所運営の基本的な考え方

(1) 住民による自主運営の促進

- 災害時における避難所の運営には多大なマンパワーが必要となるが、市町村職員が避難所運営に全面的に従事するあまり、人員不足により他の災害対応業務が停滞し、結果的に被災住民が不利益を被るおそれがある。
- このため、開設当初は市町村職員が避難所運営に当たることとするが、できるだけ早く避難者により避難所の自治、自主運営ができるよう、平時から体制整備や地域住民の理解を得ていくことが必要である。なお、当初から地域住民が自動的に運営することが望ましいが、運営が安定するまでの間は、市町村が関与していくことも必要である。
- また、自治体職員や施設管理者、ボランティア等が運営を支援する体制を講じていくことも必要である。

(2) 誰もが過ごしやすい環境づくり

- 避難所には多様な人が共同生活していることを踏まえ、要配慮者への配慮、感染症やエコノミークラス症候群の防止対策などについて、避難者にも協力を求めながら取り組みを進め、誰もが過ごしやすい環境づくりを進めていく必要がある。

2. 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで

- 避難所の立ち上げから、運営体制がある程度確立するまでの間に行うべき事項については、あらかじめタイムライン等で整理・検討し、対応に漏れがないか確認するとともに、役割分担や手順等を確認しておくことが必要である。

- また、避難所設営・運営訓練等の機会を通じて、地域住民の理解を促進していく必要がある。

※災害の規模によっては、避難所開設から撤収までの流れは大きく異なり、また、対応は前後することがある。本指針では県内において将来発生が予想される地震災害を想定しており、ある程度避難が長期化することを見込んでいる。

<時系列での避難所の状況（想定）>

(1) 避難者の受入れ直後（発災～3日）

- ・当初は自治体職員が運営の主体となることも予想される。
- ・できるだけ早い段階で、避難所の組織化に向けて班編制に取り組んでいく。

(2) 3日～1週間

- ・1週間までをめどに避難者の組織化を図り、班編成等の役割分担を定めていく。また、避難者の代表者を選出する。
- ・運営ルール・管理ルールの決定
- ・当初の体制に加えて、ボランティアの支援も見込まれる。

(3) 1週間～3週間

- ・避難者が中心となり、自主防災組織・ボランティア・施設管理者等の協力を得て安定した運営体制を構築する。
- ・学校を避難所としている場合には、学校の再開に向けての調整が必要となる。

3. 避難所の開設までの流れ

(1) 避難所の開設

- 避難所を迅速かつ円滑に開設するために、市町村、施設管理者、地域住民との間で開設の手順や役割について取り決めておく必要がある。
- この際、夜間等の施設が施錠されている場合の開設手順についても、鍵の事前貸与も含めて取り決めておく必要がある。
- 避難者、施設管理者、市町村職員の役割分担の基本的な考え方は、次に例示するとおりである。
 - ア 避難者（地域住民）の役割
避難者（地域住民）は、市町村職員、施設管理者と連携して避難所の設営、運営に主体的に参画する。
 - イ 施設管理者の役割
施設管理者は、施設の安全確認等を行うとともに、避難所運営に協力する。
 - ウ 市町村職員（避難所担当）の役割
市町村職員（避難所担当）は、避難所の管理責任者として、避難所開設や運営に従事する。主な役割は、避難所開設等の意思決定、避難者の安全確保、避難所運営の組織づくり、避難者名簿など個人情報の管理、市町村等との連絡調整など住民主体の避難所運営体制の初期支援である。

(2) 施設の安全確認

- 避難所を開設するに当たり、施設の被災状況や、今後予想される災害に対する安全性などを勘案の上、利用の可否を判断する必要がある。
- 安全性が担保できない場合には、早急に他の避難所への避難を検討する必要がある。

(3) 避難所のレイアウト

ア 目安となる占有面積

受入基準として、2泊以上の宿泊を伴う等の長期避難の場合、避難者1人当たり3平方メートル程度の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65平方メートルのスペースを確保する。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

イ 配慮すべき事項

- プライバシー保護のため、隣接者との間仕切りを設けることが望ましい。
- 男女のニーズの違いに配慮してスペースを確保する必要がある。具体的には、トイレや着替え場所、物干し場を男女別に設けること、授乳室を設けることなどが挙げられる。
- 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室、入浴、物干し場等

については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど安全に配慮する。

- 性的マイノリティの人が使いやすい男女共用のスペースやトイレ等の配置に配慮する。
- 入口付近、非常口付近には避難者の居住用スペースを設けないことが望ましい。
- コミュニティースペースなどの共用部分は、入口付近に設置する。
- 居住スペースごとに番号を付与し、被災者自身の目印や、施設管理に使用する。

ウ 設置が想定されるスペース、諸室（避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）（H23.3）から抜き）

区分		説明
①管理運営用	避難者の受付所	避難スペースの玄関近くに設ける。
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋が確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室（施設管理者の部屋等）で保管してもらう。又は施設管理者の部屋（職員室等）の一部を利用させてもらう。
	広報場所	<ul style="list-style-type: none"> 避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 本部等から避難者・在宅被災者への「広報掲示板」と、避難所運営・個人伝達用の「伝言板」を区別する。
	会議場所	事務室や休憩室等において、避難所代表組織等のミーティングが行える場所を確保する（専用スペースは不要）。
	仮眠所	事務室等や仮設テント等において、自治体職員等の仮眠所を確保する。
②救援活動	健康相談等	すべての避難所に専用スペースが設置できるとは限らないが、施設の医務室を利用するなどして、一次的な健康確認ができる空間を作る。
	対応スペース	
	物資等の保管室（夜間管理用）	救援物資などを収納・管理する場所。食料は、常温で保存が利くものを除き、保存しない。
	物資等の配分場所	物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所、又は屋外にテントを張ることが望ましい。
	特設公衆電話	屋根のある屋外などに設ける。 避難所内の寝る場所に声が聞こえないところに設けることも可。
③避難生活用	相談所	個人のプライバシーが守られ相談できる場所を確保する。また、利用者が気軽に尋ねたり、要望や意見を出しやすい環境や人の配置に配慮する。
	更衣室（兼授乳場所）	少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ねるので、個室（又は間仕切って）を確保する。
	休憩所	共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、イスなどをおいたコーナーを作ることでもよい。会議場所、娯楽場所などとしても活用する。
	調理場（電気調理器具用）	電力が復旧してから、電気湯沸かしポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける（電力容量に注意が必要）。
	遊戯場・勉強場所	昼間は子ども達の遊び場として、夜間は中高生の勉強のために使用する。寝る場所からは少し離れた場所にする。

④屋外	仮設トイレ	原則屋外で、寝る場所に臭いが届かないところ、し尿収集車の進入しやすいところ、寝る場所から壁伝いで行ける（高齢者や障がいのある人が行きやすい）場所にする。また、照明が届くような配置に配慮する。
	ゴミ集積場	原則として屋外で、寝る場所に臭いが届かないところ、ゴミ収集車が進入しやすいところに、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	原則として屋外に喫煙場所を確保する。
	飲酒場所	できるだけ居住スペースとは別の場所を用意することが望ましい。
	物資等の荷下ろし場・配分場所	トラックが進入しやすいところに物資等の荷下ろし場を確保する。 屋内で広い物資等の保管・配分場所を確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事・炊出し場	避難者が自ら炊事、炊出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴・洗濯・物干場	原則として屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保できる場所を、本部と相談して決める。

※必ずしも全ての項目を満たす必要はなく、施設の規模等に応じて、必要性を判断する。

※喫煙場所、飲酒場所の設置を推奨する趣旨ではないが、住民間のトラブル防止のため、完全禁止やエリア分け等のルール決めは早い段階で必要となる。

(4) 避難者の受け入れ

- 避難者名簿や避難者カードなどを活用して避難者の受付を行い、居住スペースの割り当てなどを行う。避難所における生活ルールについてもできるだけ早く周知しておく。
- また、要配慮者に関する情報を入手し、必要な支援体制などを準備しておく。必要に応じ、市町村災害対策本部への支援を求める。
- 避難者名簿等に記載された個人情報については、法令の定めに従って適切な管理が必要となる。特に報道対応や、外部からの安否の問い合わせ対応に対しては十分な注意が必要である。

4. 運営体制づくり

(1) 運営体制の構成例

- 応急的な対応が落ち着いてきた段階で、必要な用務ごとに班編制を行い、避難住民も参画した運営体制を整えていく。
- 各段階に応じて、避難者、地域の各種団体、市町村職員、ボランティア等が、避難所運営について協議しながら避難所を運営する。
- 避難所運営の現場責任者として代表者を置く。代表者は、必要に応じて市町村災害対策本部との連絡調整を図りながら、避難所運営の全体調整を行う。また、代表者不在時の代行者かつ代表者のサポート役として、副代表者を置く。なお、代表者は原則として被災市町村の職員が務めるべきだが、避難所運営を避難施設の指定管理者等に委託している場合には、市町村災害対策本部の指揮の下、当該指定管理者の職員を代表者とすることも考えられる。
- 標準的な班編制については、次のようなものが考えられる。本指針では、この編成に

基づいて役割分担等を示すが、各市町村において、避難所の規模等を踏まえた編成として差し支えない。

- ①代表者・・・避難所運営の総合責任者
- ②総務班・・・関係機関、避難住民等との連絡調整、避難所運営の全体調整
- ③広報班・・・避難者への支援情報等の提供
- ④管理班・・・避難所運営の実施
- ⑤衛生班・・・避難者の健康管理
- ⑥救護・要配慮者班・・・傷病者への対応、要配慮者への対応
- ⑦食料班・・・避難者への食料の提供
- ⑧物資班・・・避難者への生活関連物資の提供
- ⑨ボランティア班・・・ボランティアへの対応

○体制づくりに当たっては、次の点に留意が必要である。

- ・早い段階で避難者の代表（避難所全体で一人とは限らず、地区別の代表として自治会長などの協力を求める方法もある。）を決めてもらい、食料・物資等の配布、人數把握、情報伝達等に協力してもらう必要がある。
- ・様々な役割分担が片方の性に偏ることや、性別・年齢等によって役割が固定化されることがないよう、男女両方の代表を決めておくなど、十分配慮する。
- ・当初は避難者の組織化が難しい状況もあるが、避難者から有志の協力者を募り、業務を手分けしてもらうことも、組織化のきっかけづくりとして効果的と考えられる。
- ・その後は避難者の自治組織が中心となって、避難所代表組織による自主的運営が行われるよう、自治体職員及び施設管理者等が働きかける。
- ・市町村職員が交代で、24時間避難所運営に当たる体制を作るものとするが、必ずしも市町村職員が直営により常時避難所内に滞在するとは限らず、他県等からの応援職員や、施設の指定管理者等に避難所運営を委託する方法も考えられる。ただしその場合であっても、緊急時には市町村職員が参集できるよう、市町村との連絡体制を確保しておく必要がある。

(注) 避難所運営の現場責任者である代表者と、避難者の代表が中心となって相互に連携を図りながら、円滑な避難所運営を心がけましょう。

(2) ミーティングの開催

○必要に応じ、避難所運営について情報共有や検討を行う連絡会議を開催する。

(3) 各班の役割及び留意点

① 代表者（避難所運営責任者）

○避難所運営の総括

- ・各班の連携について総括
- ・市町村災害対策本部、関係機関、避難所の施設管理者との連絡調整の総括
- ・避難者及び避難所代表組織との調整の総括
- ・要配慮者への配慮の総括

※避難所の運営が円滑に運営できるよう全体の状況に目を配り、各班を指揮管理することが求められるため、できる限り専属の職員を配置することが理想である。

※避難者を最優先することは勿論、運営スタッフの健康管理にも留意する必要がある。

② 総務班

- 各班との連絡調整
- 避難所内の各種会議の準備（資料作成、記録ほか）
- 市町村災害対策本部、関係機関との連絡調整
- 外部からの問い合わせの対応（安否確認を除く）
- 避難者への電話の取り次ぎの対応
- 避難者及び避難所代表組織との調整
- 相談所の運営
- その他運営スタッフの後方支援
 - ・市町村対策本部と連携し、勤務シフトの管理や、必要に応じて食糧の確保等を行う。

③ 広報班

- 情報収集・整理（被害情報、ライフライン等の復旧見込み、被災者支援情報等）
- 避難者への情報提供
 - ・避難者同士のコミュニケーション向上のため、伝言板を設置することも有効。
- マスコミの取材対応
 - ・避難所ごとに対応の差が生じることがないよう、市町村対策本部において取材ルール等を定め、記者クラブ等に協力要請をした上で、避難所にルールを掲示しておくことが望ましい。

④ 管理班

- 避難所受付窓口の運営
- 避難者の受付、避難者名簿の作成管理
- 避難者あての郵便物への対応
- 安否確認の問い合わせへの対応
- 避難所の施設・設備の安全管理
- ライフライン途絶時の対応
- 避難所の生活ルールの策定・管理
- 施設管理者との調整

⑤ 衛生班

- 避難者の健康管理、疾病予防
 - ・感染症の予防対策、エコノミークラス症候群の予防対策など
- 避難所内の生活衛生環境の管理（ごみ、風呂、トイレ等）
- ペットの管理
- 保健師、医療職の専門チーム等の受入
- 避難所内の冷暖房の要否の検討
 - ・必要な場合、管理班や物資班と連携して運転の手配や調達を行う

⑥ 救護・要配慮者班

- 傷病者への応急対応
- 要配慮者の把握、支援
 - ・避難行動要支援者名簿や避難者名簿に加え、支援が必要な人は申し出るよう改めて周知する。
- 要配慮者対策の総括
 - ・各班の業務について、要配慮者対策の観点から助言等を行う
- 避難者の健康状態や、介護・介助等の福祉支援要望の確認
- 福祉避難スペースの運営（設置時のみ）

⑦ 食料班

- 食料・飲料水のニーズ把握、調達手配
- 炊き出しの提供の調整、手配
- 食料品の品質管理（消費期限の確認等）
- 不要となった食材（食べ残しなど）の廃棄
 - ・保健衛生班と連携して実施

⑧ 物資班

- 生活関連物資のニーズ把握、調達手配
- 生活関連物資の配布、在庫管理

⑨ ボランティア班

- ボランティアニーズの把握、要請
 - ・ボランティアニーズが生じた場合は、活動内容、人数等を市町村災害対策本部に連絡する。
- ボランティアの受入
 - ・避難所に直接ボランティアの申入れがあった場合の対応は、あらかじめ市町村災害対策本部と相談しておくことが望ましい。
- ボランティアの配置・調整

5～6. 避難所の各種の生活ルールを決める

- 集団生活を営むのに必要かつ最小限のルールを定め、避難者へ周知を図るとともに、誰もが見やすい場所（掲示板など）に掲示しておく。
- ルールの決定に当たっては、施設管理者と調整を図りながら避難所代表組織とも話し合って決める。

7. 安定期以降の取組（避難所の閉鎖まで）

- ライフラインの復旧状況や応急仮設住宅の設置状況などを勘査しながら、避難所の閉鎖の時期を検討していく。
- 特に、学校を避難所としている場合には、児童・生徒が元通りの授業を受けられるよう配慮する必要があることに留意する。

ひな形編

本指針を参考として、市町村ごと、または避難所ごとの「避難所運営マニュアル」を作成する場合のひな形の例を以下に示す。

1 避難所運営の基本的な考え方

ポイント①

住民が中心となって、避難所の自主運営を実践しましょう。

発災当初は、市町村職員も被災したことによる行政機能の低下や、人命救助等の応急対策の実施により、行政等の対応が遅れることがあります。また、災害の規模が大きくなるほど、避難生活が長期化することもあります。

住民が自主的な避難所運営に関わることで、よりいっそう住民ニーズに沿って、良好な避難所生活を送るためのルールや環境づくりなどを進めていくことができます。避難所は住民が自主運営する場所として、積極的に参画しましょう。

ポイント②

**避難所は、一定期間生活する場所や施設となります。
被災者同士協力しあうようにしましょう。**

避難所は、地震や風水害など災害発生のおそれのある時や災害発生時、地域住民を中心に戸別避難し、一定期間生活する場所又は施設です。災害時における地域コミュニティの場として、被災者同士が協力しあうよう心がけましょう。

ポイント③

高齢者、障がいのある人、外国人等、多様な人の特性に配慮して、避難所の生活環境を整えましょう。

慣れない避難生活が長期化すると、エコノミークラス症候群の発症など心身の負担が大きくなります。また、高齢者、障がいのある人、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難所の生活環境づくりを進めましょう。

2 災害発生～避難所開設と運営～撤収まで

ポイント 訓練等を通して、時系列ごとに対応すべき行動を確認しましょう。

※災害の規模によっては、避難所開設から撤収までの流れは大きく異なり、また、対応は前後することがあります。本指針では県内において将来発生が予想される地震災害を想定しており、ある程度避難が長期化することを見込んでいます。

時系列	住民に求められる行動	市町村等の対応
発災 3分	<input type="checkbox"/> 身の安全を確保する <input type="checkbox"/> 隣近所の安否確認を行う	<input type="checkbox"/> 職員の参集 <input type="checkbox"/> 本部体制の確立
30分	<input type="checkbox"/> 地域内での安否確認を行う <input type="checkbox"/> 避難を開始する 避難に支援が必要な人への支援を実施	
1時間	<input type="checkbox"/> 避難状況の確認～避難を完了	
	【避難所の開設準備～受入開始】	
	<input type="checkbox"/> 施設の安全を確認する <input type="checkbox"/> 準備のために開錠する	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 避難所開設状況の把握 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水等の調達 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設 <input type="checkbox"/> 要救助者への対応 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 被災家屋の応急危険度判定
24時間	<input type="checkbox"/> レイアウトを決定する（屋内、屋外） <input type="checkbox"/> 食料など生活に必要な物資を確保する <input type="checkbox"/> 受付～避難者の受入れを開始する <input type="checkbox"/> 役割分担を整理する (運営のための協議会を立ち上げる) (市町村職員が到着していれば協力して実施) <input type="checkbox"/> 居住スペースを割り振りする	<input type="checkbox"/> 避難所運営への参画 <input type="checkbox"/> 地域との連携、支援
48時間 ～ 72時間	<input type="checkbox"/> 行政との連絡体制を確立する <input type="checkbox"/> 近隣の車中避難者、在宅避難者を把握する <input type="checkbox"/> 必要な生活物資を確保する <input type="checkbox"/> 避難者への情報伝達を行う（掲示板など）	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの設置・運営
1週間 ～ 3週間	<input type="checkbox"/> 【避難生活の安定化】 <input type="checkbox"/> 運営ルールの決定 <input type="checkbox"/> 管理ルール（衛生・食事・健康）の決定と周知 <input type="checkbox"/> 避難者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 相談体制を確立する	<input type="checkbox"/> 災証明の受付 <input type="checkbox"/> 義援金等の受付 <input type="checkbox"/> 相談支援窓口の設置
	<input type="checkbox"/> 避難所を閉鎖する	<input type="checkbox"/> 学校の再開（併存あり） <input type="checkbox"/> 施設機能の回復～再開
	↓	
	収束	

[ここが重要！]



*身のまわりの安全を確保し、避難しよう

ポイント

- ①まずは、自分自身や家族の身の安全を確保しましょう。
- ②次に、災害の種別に応じた避難行動をとりましょう。
※なお、屋外への避難が難しい場合は、屋内での安全確保措置をとりましょう。
(例：2階以上の階へ避難する、崖等危険性の高い側から離れた部屋へ移動する等)

(大規模地震の場合)

身の安全を確保しましょう

- 摆れがおさまるまで身を守る
- 家の中の家族の安否確認を行う。
- 摆れがおさまったら、使用中の火気を消す。
- 避難の際は、ガス器具の元栓を閉め通電火災を防ぐため電気のブレーカーを切る。
- 周辺の安全を確認して避難する。



(水害（洪水、土砂災害）の場合)

台風や集中豪雨等の水害（洪水、土砂災害）の場合、以下の情報や周囲の状況にも注意して、避難の判断をしましょう。

- 気象庁が発表する気象警報等（大雨注意報、大雨警報など）
- 市町村が発令する避難勧告等※

※災害のひっ迫性に応じて、以下の順で発令されます。

高齢者をはじめ、避難に時間を要する人は、早めに避難を開始しましょう。

避難準備・高齢者等避難開始 < **避難勧告** < **避難指示（緊急）**

- 気象庁と市町村が共同で発表する土砂災害警戒情報
- 河川の水位に関する情報
- 自宅周辺の降雨の状況

- 可能であれば隣近所の安否も確認し、避難を開始しましょう。

3 避難所の開設までの流れ

(1) 避難所の開錠

ポイント

- ・避難所となる施設の開錠は、施設管理者が行うことが基本となります。
- ・迅速な開錠のため、①地域住民の代表者が合鍵を預かること、②事前に関係者の連絡先(※)や鍵の受け渡しのルール等を確認しておくことなどを行いましょう。

発災時に迅速に避難所を開設するためには、避難者（自主防災組織などを中心とした地域住民）と施設管理者、市町村が連携して対応に当たる必要があります。

施設の開錠は施設管理者が行うことが基本ですが、迅速な避難所開設のためにあらかじめ話し合いの上、鍵の管理や開錠のルールを決めた上で、住民がスペアキーを持つことも有効です。

【役割分担】

○避難者（自主防災組織などを中心とした地域住民）

- ・避難者の受付と居住スペース等の割り振り
- ・避難者への食糧や物資の配布
- ・【可能であれば実施】避難所施設の開錠、市町村対策本部との連絡調整、避難者名簿の作成
(注)これらは、施設管理者や市町村職員と協力して実施します。その外、施設管理者、市町村職員の役割についても、できることは自主運営の一環として行います。

○施設管理者

- ・避難所施設の開錠
- ・避難所施設の安全確認とトイレの確保、提供エリアの決定

○避難所担当市町村職員

- ・避難所施設の安全確認と避難所開設の判断
- ・市町村災害対策本部との連絡調整
- ・避難者名簿の作成（個人情報の管理）

【連絡先】※

	氏名	連絡先
避難者の代表		
施設の管理者		
市町村避難所担当		

（コラム：指定避難所以外への避難）

市町村の指定する避難所以外に、町内会等が所有・管理している集会所等が近くて行き易く、日頃から気兼ねなく利用できることや、顔見知りが多く落ち着けるなどの理由から、自主的に開設・運営されることもあります。

そのような自主的に開設された避難所に避難する場合でも、利用に際しては施設の安全確認(※)を市町村とも連絡を取りながら徹底するとともに、自主運営に必要な資機材の整備など、事前の準備を心掛けましょう。

→鳥取県では、この様な避難所を「支え愛避難所」と位置づけ、県や市町村による必要な支援を行うこととしています。

※洪水、降水による土砂災害では浸水想定区域、土砂災害警戒区域の外にある施設は基本的に安全と考えられます。また、施設の建設時期によっては、耐震性が確保されます。

(2) 避難所となる施設の安全確認

ポイント

- ・避難所となる施設の安全確認を施設管理者や市町村職員と協力して行い、施設の利用の可否を判断しましょう。
- ・施設の被災状況によっては、他の避難所への避難を検討しましょう。

避難所の開設前には施設の安全確認を行い、その結果を踏まえ、市町村の避難所担当職員や施設管理者とも協議の上、施設の利用の可否を決定します。

また、必要に応じて、被災建築物の応急危険度判定士による判定を要請します。

(安全確認の項目例)

項目	確認内容	チェック	該当する場合の必要な対応
1 施設利用者の確認	建物内に人は残っていないか	<input type="checkbox"/>	(必要に応じて) 建物からの退避を誘導
2 屋外から確認	周辺施設の倒壊の危険性はないか	<input type="checkbox"/>	(利用する) ・施設管理者等とも協議の上、利用の可否を決定 ・危険箇所は立ち入り禁止等の措置を実施
	建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>	
	建物にひび割れはないか	<input type="checkbox"/>	
	壁の剥落はないか	<input type="checkbox"/>	
	屋根の落下や破損はないか	<input type="checkbox"/>	
	非常階段は使用できるか	<input type="checkbox"/>	
3 屋内からの確認	天井の落下や亀裂はないか	<input type="checkbox"/>	(利用不可) 他の避難所への避難を検討
	廊下は安全に通行できるか	<input type="checkbox"/>	
	階段は安全に上り下りできるか	<input type="checkbox"/>	
	床に亀裂や散乱物はないか	<input type="checkbox"/>	
	照明が落下や破損していないか	<input type="checkbox"/>	
	窓ガラスの割れやひびはないか	<input type="checkbox"/>	
	防火設備は機能しているか (防火戸・防火シャッター、スプリンクラー、排煙設備、火災報知機、消火器の設置等)	<input type="checkbox"/>	
4 ライフラインの確認	トイレは使用可能か	<input type="checkbox"/>	代替手段の確保を検討
	電気は使えるか	<input type="checkbox"/>	
	水道は使えるか	<input type="checkbox"/>	
	ガスは使えるか	<input type="checkbox"/>	

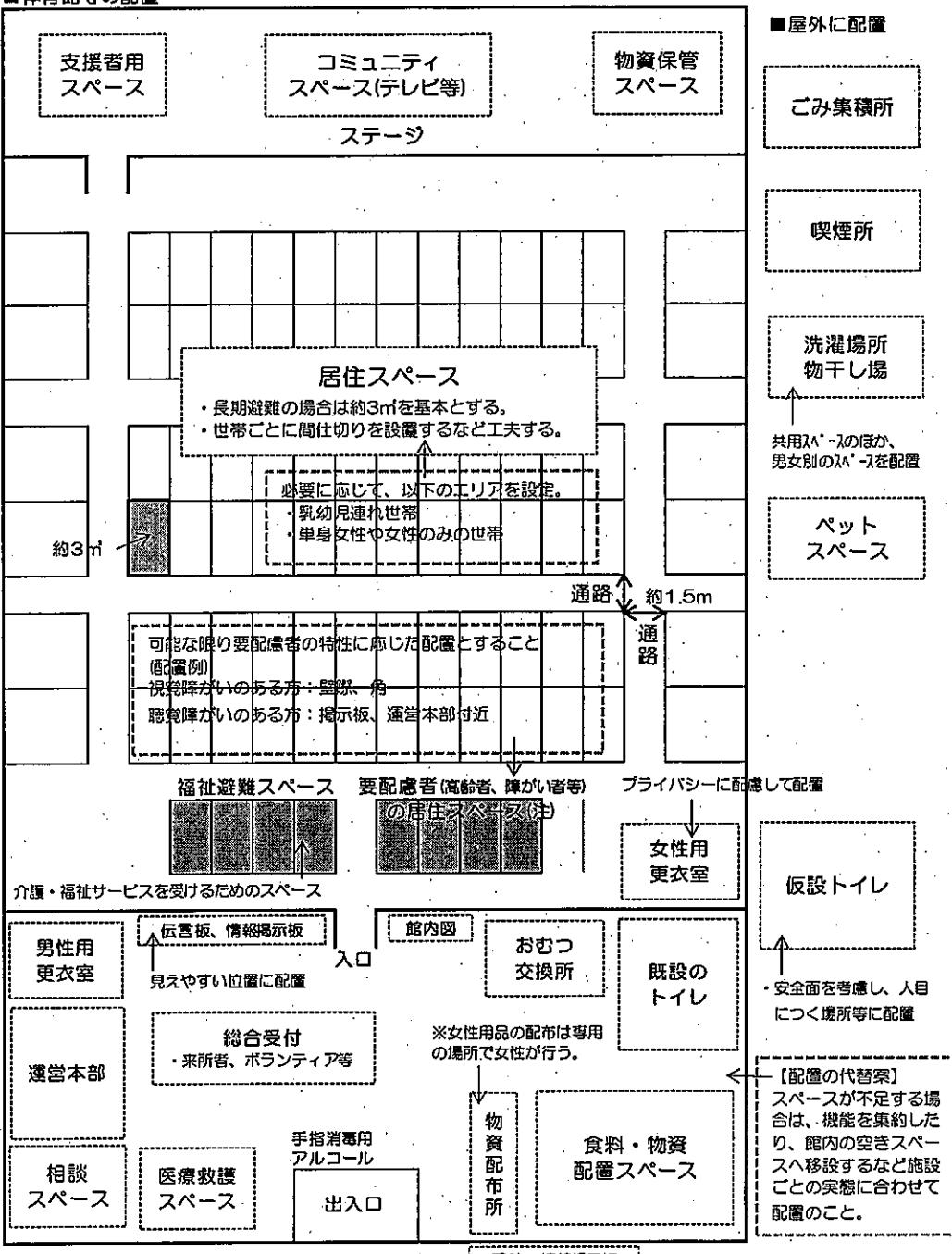
(3) 避難所のレイアウトを決めよう

ポイント

- ・運営に必要な箇所、必要なスペースを割り振り、利用範囲を明示しましょう。
- ・立入禁止区域や危険箇所には、貼り紙等で明示しましょう。

(レイアウト例)

■体育館等の配置



(4) 避難者を受け入れよう

ポイント

- ・避難者名簿を活用して受付を行い、居住スペースの割り振りをしましょう。
- ・病院等への移送が必要な人がいる場合は、速やかに対応しましょう。

地域住民同士が連携して、別添様式の「避難者カード」（様式1）、別添様式の「避難者名簿」（様式2）も活用しながら避難者の受付を行い、避難者の居住スペースの割り振りを行います。また、車中避難者や在宅避難者についても、別添様式の「避難者カード」（様式1）を用いて、可能な限り情報の把握に努めます。

受付は、避難者数を把握することで、物資の必要数を把握するとともに、安否確認などにも利用することを、避難者に理解してもらいながら行います（受付の記載内容には個人情報を含むため、保管場所や取扱いには十分注意してください）。

なお、配慮が必要な人（高齢者、障がいのある人など）の中でも、病院や福祉避難所などの他の避難先等へ移送が必要な人がいる場合、市町村災害対策本部とも連携して、速やかに対応してください。（以下の情報も参考としてください）。

【参考：内閣府HP「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」から引用】

区分		判断基準		避難先・ 搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素 ・吸引 ・透析 	病院
2	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動が一人でできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう ・寝たきり 	福祉避難所
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・産前・産後・授乳中の母子 ・医療処置を行えない ・3歳以下とその親 ・精神疾患がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・半身麻痺 ・下肢切断 ・発達障がい ・知的障がい ・視覚障がい ・聴覚障がい ・骨粗しょう症 	個室 (体育館以外の教室など)
4	自立	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行可能、健康、介助がいらない、家族の介助がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・妊婦 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉避難 スペース</div> 大部屋

※状況に応じて避難所内に福祉避難スペースを設け、避難者の態様に応じたケアを行います。

4 避難所の運営体制づくり

ポイント

- 必要な用務ごとに班を編成し、運営体制を整えましょう。
- 若者、女性、子育て中の人、高齢者等、住民誰もが主体的に運営に参画しましょう。

応急的な対応が落ち着いてきた段階（目標は24時間～48時間後）までに、必要な用務ごとに班を編成して、避難所の運営体制を整えます。

役割分担することで、避難所における課題への対応や行政との連携などを、主体的にかつ円滑に行うことができ、また、誰もが当事者でありそれぞれのニーズの違いに配慮した避難所の生活環境づくりを進めることができます。

なお、班ごとの人数の割り当ては、被災状況、その時々の業務量によって臨機応変に決定します。

(注) 避難所運営の代表は被災市町村職員が務めるものとします。総務班等は被災市町村職員の配置を基本としますが、不足する場合は兼務(代表を除く)することや、他県等からの応援職員等を配置して市町村職員の人数を減らす場合もあります。また、代表等の指揮のもとで、早い段階から避難者が班運営に参画することで、避難者による自主的運営ができる体制に移行しやすくなると考えられます。

(1) 運営体制の構成例（市町村職員を2～4名配置する場合の例（避難者も協力））

区分	役割	備考(従事する被災市町村職員数)
代表	全体の総括	1人
副代表	代表の補佐	
総務班	連絡調整の窓口	1人(不足する場合は兼務や代替)
広報班	情報収集と情報提供	1人(不足する場合は兼務や代替)
管理班	避難者の把握、施設の管理	1人(不足する場合は兼務や代替)
衛生班	感染症予防、衛生管理	
救護・要配慮者班	要配慮者への対応 被災者の健康管理	代表等の指揮のもとで 避難者が従事
食料班	食料調達と提供、炊き出し	
物資班	物資調達と提供、在庫管理	
ボランティア班	ボランティア要請	

・施設管理者 () 電話： ()

・市町村担当部局 () 電話： ()

・市町村災害ボランティアセンター () 電話： ()

(2) ミーティングの開催

必要に応じて、避難所運営を話し合う連絡会議を開催します。

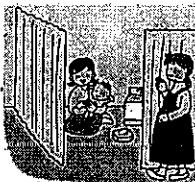
- ①代表者ミーティングの開催（メンバー：代表・副代表、各班班長、施設管理者、市町村担当部局 等）
- ②班別ミーティングの開催（班ごとのスタッフの話し合い（必要な内容は代表者会議で報告、協議））

[ここが重要！]

*女性の視点に立った避難所運営

配慮すべき事項

- ①女性専用更衣室の確保 ②授乳スペースの確保 ③男女別の物干し場の確保
- ④女性専用トイレの確保 ⑤女性による女性のみが使用する物資の配布
- ⑥女性専用相談窓口の設置



男女それぞれのニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけましょう。

□ 女性専用トイレの確保

- ・避難所におけるトイレの一部は女性専用とし、他のトイレとは別の場所に配置する等の配慮をしましょう（男性に比べて女性の方が混みやすいため、女性用トイレの数を多くすることが望ましい）。また、夜間の利用も考慮し、配置や照明、防犯ブザーの設置等の十分な防犯対策を行いましょう。

□ 女性専用更衣室の確保

- ・原則、男女別で、施錠の可能な個室部屋を確保しましょう。個室が確保できない場合は、避難所内の一角のできるだけ適切な箇所にパーテーション等で仕切って、更衣スペースを確保しましょう。
- ・防犯ブザーの設置などの防犯対策と、使用状況を表示する札の設置に努めましょう。
- ・化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討しましょう。

□ 授乳スペースの確保

- ・専用の個室部屋が望ましいが、場所の確保が困難な場合は、女性用更衣室内をパーテーションで仕切る等により授乳スペースを確保しましょう。

□ 女性による物資配布

- ・生理用品等女性のみが利用する物資については、女性からの配布を行うよう配慮しましょう。

□ 女性専用相談窓口の設置

- ・必要に応じて、女性の保健師や介護士等の対応者による相談窓口を開設するなど、相談体制づくりを進めましょう。

□ 男女別の物干し場の確保

- ・避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、物干し場所を共用スペースのほかに男女別々のスペースを設けましょう（その際は、プライバシーの確保に配慮した場所に設置しましょう）。

[ここが重要！]



*要配慮者へ配慮した避難所運営

配慮すべき事項

- ・多様な特性に配慮した情報伝達
- ・居住スペースや通路への配慮（ゆとりをもったスペースの割り振り）
- ・プライバシーの確保
- ・要配慮者のニーズに即した食料や物資の提供

避難所には、高齢者、障がい児・者、妊娠婦、子ども、外国人等、避難所生活において配慮を必要とする人（要配慮者）も避難されることがあるため、その多様な特性に配慮して避難所運営を行う必要があります。

また、福祉避難所、医療施設での受け入れが必要と思われる場合は、速やかに市町村等関係者と協議しましょう。

なお、「ヘルプマーク」を身に着けている人にも、声掛けや必要な支援を行いましょう。



□ 多様な特性に配慮した情報伝達

- （対応例）・視覚障がいのある人→声かけ
- ・聴覚障がいのある人→手話や筆談
- ・外国人→災害時多言語作成ツール（※）やイラストの活用、ジェスチャー

※（財）自治体国際化協会作成のツールで、利用者のパソコンにインストールして、携帯Webサイト用の情報や、音声情報を作成することが可能。また、6つの言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）に対応。

※スマートフォン対応の無料翻訳ソフトの利用も考慮しましょう。

□ 居住スペースや通路への配慮

- ・高齢者や障がいのある人の避難スペースは、その人の状態に応じて人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに確保します。できるだけ、同じ配慮が必要な人に個室を提供します。

例）・視覚の障がいのある人は、自身の位置が把握しやすい壁際や角に確保

- ・聴覚障がいのある人は、掲示板や運営本部等の視覚で情報が伝わりやすい場所に確保
- ・発達障がいのある人、妊娠婦、乳幼児等の要配慮者及びその家族の居住スペースについては、避難者の不安解消の観点から、同じ家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に確保します。できるだけ、同じ配慮が必要な人に個室を提供します。
- ・車いすが通行可能な通路幅1.5m程度を確保しましょう。

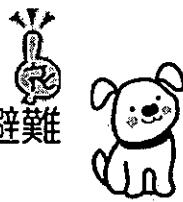
□ プライバシーの確保

個室を確保することが難しい場合は、パーテーション等での間仕切りや、屋内へ簡易テントを設置するなどして、プライバシーの確保を進めます。

□ 要配慮者のニーズに即した食料や物資の提供

高齢者のための医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への授乳用ミルクやおむつ、食物アレルギーのある人へのアレルギー対応食など、要配慮者のニーズに即した食料・物資の提供を心がけましょう。また、高齢者をはじめ配布場所に並ぶことが困難な人については、代わりに受領するなど、避難者同士が助け合いましょう。

[ここが重要！] *ペットの同行避難



配慮すべき事項

- ・飼い主は事前の備えをしておきましょう。
- ・適切な場所に、ペットの飼育スペースを確保しましょう。
- ・飼育マナーを徹底しましょう。

ペットは、飼い主にとって大切な家族であるとともに、災害時に置き去りにすることは、地域の治安や衛生環境の悪化につながります。しかし、災害時はペットへも大きなストレスがかかるため、日頃から十分なしつけやペット用の備蓄等を事前に準備するとともに、他の避難者からの理解を得ることも必要です。

飼い主同士が協議して、飼育ルールの徹底、共同での飼育など、避難者とペットの双方に優しい飼育に努めましょう。

□ 事前の備えをしておきましょう

(飼い主による事前の備えの例)

- ・5日分のペットフード、水、予備のリード等の確保
- ・基本的なしつけ（人に咬みつかない、ケージに入ることができる、むだ吠えをしない等）
- ・狂犬病予防や各種ワクチンの接種 等

□ ペットの飼育スペースの確保と、飼育ルールの徹底

アレルギー、騒音や衛生上の問題もあるため、ペットの飼育スペースは避難者の居住スペース等とは区分して確保することを基本とし、リードやケージ等を活用して飼育しましょう。

また、避難所には、動物が苦手な人やアレルギーのある人がおられることを認識して、避難所における飼育マナーを飼い主の責任において徹底しましょう。

(望ましい飼育場所)

- ・避難者とペットの動線ができるだけ交わらない場所
- ・鳴き声や臭いが居住場所にできるだけ届かない場所
- ・雨風ができるだけしのげる場所
- ・鉄道や幹線道路に近くなく、刺激の少ない場所

(飼育ルールの一例)

- ・ペットは決められた飼育場所でケージに入れるか、柱につないで飼育する。
- ・決められた時間に給餌し、残った餌は必ず始末する。
- ・排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行う。
- ・避難が長期化する場合、一時的に遠方の親戚や知人に預けることも検討する。

※災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）なども参考にしてください。

URL : http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html

(3) 各班の役割

①代表者・副代表者

ポイント

- ・避難所の設置・運営が避難者の負担を少しでも軽減できるものとなるよう、協力、連携の下、各種調整を行いましょう。
- ・各班の総括を行うとともに、関係機関、施設管理者、避難所代表組織等との連絡調整や申し合わせ等が円滑に行われるよう、各班への指揮を行いましょう。

□ 各班の総括、関係機関との連絡調整

避難所の状況を把握した上で、必要事項を協議・決定するとともに、各班への指示を行います。

□ 施設管理者及び市町村災害対策本部等との連絡調整（総括）

□ 管理・運営の申合せ（総括）

避難所の管理・運営に当たり、施設管理者や市町村災害対策本部と申合せ事項について確認し、避難所内で情報共有するよう各班への指示を行います。

（例）トイレの利用方法、ごみの収集・搬出方法、食料・物資の配分方法、起床・消灯時間の取り決め、避難所施設内の防犯・巡回体制、建物内の火気の取扱い、屋外スペースの取扱い（ペット飼育場所、喫煙場所、子どもの遊びスペースの確保）等

□ 要配慮者等への配慮（総括）

高齢者や障がいのある人など避難生活に配慮が必要な人に対して、各々のニーズに応じ、配慮して運営に当たるよう各班の指示を行います。

また、避難所を運営しているスタッフについても、心身に過度の負担が生じないよう配慮する必要があります。

②総務班

ポイント

- ・代表の指示のもと、各班や関係機関との連絡調整、会議の段取りなどを行いましょう。
- ・避難所代表組織と調整を図るほか、避難者の意見や要望を受け付けましょう。

□ 各班との連絡調整

各班の活動が円滑に進むよう連絡調整を行います。

また、必要に応じて代表者ミーティングのための資料を作成します。

□ ミーティングの準備と開催、記録

代表・副代表、各班の班長による連絡会議を開催します。

また、必要に応じて会議の記録を作成します。

□ 市町村災害対策本部及び関係機関との連絡調整

代表の指示のもと、各班からの要請事項を市町村災害対策本部へ連絡します

□ 運営スタッフの後方支援

市町村災害対策本部と連携し、スタッフの当番シフトの管理を行います。また、必要に応じて食料等の確保を行います。

□ 外部との連絡窓口

外部から提供される情報や物資提供の申出を受け付けます。

※避難者宛の電話は、原則取り次がず伝達し、当該避難者が判断の上対応する取扱いにします。

※避難所に電話が1台しかない場合（市町村職員等が災害対策本部との連絡用の携帯電話を所持している場合を除く）は、災害対策本部との連絡で使用することを優先し、携帯電話を所持している避難者個人が使用すること、携帯電話を所持していない避難者の不要不急の通話等には用いないことを基本とします。

□ 避難者からの意見・要望の受付

避難者と避難所代表組織との連絡調整・意見調整窓口として対応します。

また、一人ひとりの避難者から要望や困りごと等を聞くため、避難者への声かけ、意見箱の設置、ミニ集会などにより、避難所運営や生活環境に関する意見を聞きとり、ミーティングで報告します。

③広報班

ポイント

- ・市町村対策本部などから、地域の被災状況や支援に関する情報を収集しましょう。
- ・収集した情報を整理した上で、多様な手段を用いて避難者へ情報提供しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人、外国人等、多様な特性に配慮した手段で情報提供しましょう。
- ・車中避難者や在宅避難者にも情報が行きわたるよう、情報伝達を工夫しましょう。

□ 情報収集

市町村対策本部などから、避難所周辺の地域の被災状況や復旧状況、支援に関する情報を収集します。

※収集した情報には、必ず時刻・情報元を記録しましょう。

□ 多様な手段による避難者等への情報提供

収集した情報を整理し、掲示板・回覧板・施設内放送等多様な手段を用いて、避難者へ適宜周知します。

□ 要配慮者や在宅避難者等にも配慮した情報提供

障がいのある人や外国人等に対しては、その多様な特性に配慮した手段で情報提供を行います。また、自宅や車中で避難生活を送る人へも情報が行きわたるよう、市町村災害対策本部と役割分担を確認の上、必要に応じて対応します。

(要配慮者への対応例)

- ・視覚障がいのある人→声かけ
- ・聴覚障がいのある人→手話や筆談、資料の配布
- ・外国人→多言語ツールの活用やイラスト、ジェスチャー

(車中避難者、在宅避難者への対応例)

- ・屋外掲示板への掲示、広報車によるアナウンス、資料の配布、個別の電話連絡等

□ マスコミへの対応

マスコミからの取材や、外部からの問合せ、避難者への電話の取り次ぎに対し、窓口として対応します。※対応については、市町村災害対策本部とも相談しましょう。

(マスコミへの対応方針の例)

- ・必ず受付を行い、避難者のプライバシーに配慮した取材を促す。
 - ・取材、撮影には必ず立ち会うこととし、避難者が同意した場合のみ取材、撮影を可とする。
 - ・撮影可能エリアを定めておく。
 - ・マスコミであることがわかるよう、名札や腕章の着用を求める。
- …これらの方針は、避難所ごとに取扱が異なるよう、市町村ごとに定め、「取材マーク」として受付等に掲示しておくことが望ましい。

【避難所以外に滞在する被災者への対応】

避難所以外で避難生活をしている車中避難者、在宅避難者も、食料や物資を必要としているはずです。

屋外掲示板への掲示や個別の電話連絡などを通じて、情報提供等に努めましょう。

(災害時の通信手段の例)

- ◆防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）の活用
- ◆屋外掲示板への掲示、チラシの配布
- ◆個人の携帯電話、スマートフォン（通話、メール機能、SNS アプリ等）
- ◆広報車、伝令要員（バイク、自転車、徒歩など）、住民間の口コミ
- ◆災害用伝言ダイヤル（171）の利用

④管理班

ポイント

- ・避難者名簿を作成し、避難者を把握するとともに入退所を管理しましょう。
- ・施設の見回り、利用管理のルールの周知徹底を図りましょう。
- ・郵便物・宅配物の受け取りや避難者への受け渡しを行いましょう。

□ 避難者名簿の作成と避難者の把握、避難者等の入退所管理

避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、避難者カード（様式1）への記入を求め、避難者名簿（様式2）を作成します。必要に応じて、市町村災害対策本部へ報告します。

なお、避難所名簿の作成に当たっては、避難者の中に、配偶者やパートナーからの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られないことがないよう、当該避難者の個人情報の管理を徹底しましょう。

※地域住民以外の避難者（観光客など）については居住地の自治体等への情報提供を行う等の対応が必要となることがあるため、市町村災害対策本部へ報告します。

※車中避難者（避難所敷地内や避難所周辺）についても、できるだけ名簿作成や状況把握が望されます。

□ 訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理

避難者への訪問者（避難者への面会）、マスコミ等部外者の出入りを管理（※）します。

※日中は避難所の受付で出入りをチェックし、夜間は入口を原則閉鎖します。

また、原則指定した場所で面会することとし、避難者が居住スペース等には立ち入らないようにします。

□ 施設の見回りや生活のルール、管理のルールの決定・周知

施設や設備について、定期的に確認します。余震等で新たに発生した危険個所については、立入禁止にするとともに、危険物の除去や応急修理を行うよう手配します。また、必要に応じて、市町村災害対策本部への連絡や支援の要請を行います。

女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起するとともに、定期的な巡回で防犯・防火に努めます。

また、生活ルール、管理のルール（※）の決定と周知徹底を図ります。

※後段のP30、P31に標準例を記載しています。

□ 郵便・宅配便の受付、避難者への手渡し等

・郵便や宅配便：郵便物受付票で対応

・電話での問合せ：問合せ受付票で受付（避難者に内容を伝達し、避難者自身が対応を判断）

□ 避難者の個人情報の提供等

避難者の個人情報の第三者への提供は、原則、本人同意が必要です。

・安否確認：情報開示（開示先を含む）に本人の同意がある場合のみ、避難者名簿等に基づき対応します。

□ 施設管理者との調整

施設の利用（利用範囲、利用方法等）について、施設管理者等との調整を図ります。

⑤衛生班

ポイント

- ・保健師等の指導も受けながら、感染症予防（手洗い、消毒等の励行）やエコノミークラス症候群の予防活動（体操等の励行）を行いましょう。
- ・必要な衛生用品を手配しましょう。
- ・避難所の衛生環境の維持に関して、ルールの周知徹底を図りましょう。

□ 感染症予防（手洗い・消毒等の励行推進）

（取組例）

- インフルエンザ等による感染症を予防するため、手洗いを励行します。
 - 水道が使用不可の場合は、擦式アルコール消毒による手指消毒で対応します。
また、霧吹きなどを活用するなど乾燥防止に努めます。
 - トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置します（子どもの手の届かない位置に設置）。
また、「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」「手洗い手順」を貼り出します。
 - 手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないようにします。
 - 消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保します。
 - 歯みがきとうがいの励行を促しましょう。
- （注）感染症（疑いを含む）の発生時については、速やかに市町村災害対策本部等に相談し、必要な対応を取りましょう。

□ エコノミークラス症候群の予防

□予防のための留意すべき事項の周知

□医師等による見回り など

□ 生活衛生環境の管理

（取組例）

- 食料の衛生管理を、避難者へ周知徹底します。
 - ・食器は使い捨てること
 - ・食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること
 - ・消費期限を過ぎたものは捨てること
- ゴミの集積場所の設定、ゴミの収集・分別を行います。
- ゴミの収集について、市町村災害対策本部と代表を通じ調整します。
- トイレと居住空間の2足制を導入します。
- 布団の管理（敷きっぱなしにしない等）や定期的な清掃を呼びかけます。
- 清潔を保つために、温かいおしごりやタオル等で身体を拭くことや、足や手など部分的な入浴を推奨しましょう。
- 定期的に換気をします。

□ ペットの管理

- ペット同伴の可否、ペット用エリアの決定等のルールを定め、周知します。
- 市町村対策本部を通じ、えさ、ケージ等の手配を行います。
- ボランティア等の協力を受けながら、ペット用エリアの管理を行うスタッフを配置します。

□ 保健師、医療職の専門チーム等の受入

- 市町村対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて避難者等へ周知します。
- 救護・要配慮者班と連携し、特に配慮が必要な者が専門チームによるケア等を受けられるよう調整等を行います。

□ 冷暖房の要否の検討

- 避難所内の環境や、避難者の状況等を観察し、冷暖房の必要性を判断します。
- 現状では不要な場合でも、天気予報を確認しながら、翌日以降の要否について早めに判断することが必要です。
- 既存の冷暖房設備がある場合、施設管理者と稼働について調整します。
- 設備がない場合、総務班や物資班等と調整し、市町村対策本部へ調達を手配します。

⑥救護・要配慮者班

ポイント

- ・医療や介護等の専門知識や実務経験がある者を配置することが望されます。
- ・定期的に、全ての避難者の心身の健康状態を確認しましょう。
- ・配慮をする人については、本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって配慮に努め、必要に応じて、地域で専門の資格や技能を持った人（看護師、介護士、手話通訳者、外国語通訳者など）に協力を依頼しましょう。

□傷病者への対応

□避難所内で傷病者、体調不良者が発生した場合、その状況に応じて、避難所内での応急手当や、救急搬送の手配を行いましょう。

※緊急性が高い場合には、速やかに119番通報や救命措置を行い、並行して避難所内の医師や看護師への協力の呼びかけ、本部への連絡を行います。

□要配慮者への対応

□本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって、定期的に健康状況や困っている状況等を確認しましょう。

□必要に応じて、総務班を通じて、市町村災害対策本部に専門職員や専門ボランティア派遣を要請しましょう。

□各班の業務について、要配慮者に関する助言等を行います。

□被災者の健康状態の確認

支援の体制が整った段階では、保健師等が避難所等を巡回し、被災者の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア・相談等を行います。これらの支援を行う専門職員は、常駐できるとは限らないので、不在時にできる健康観察や相談の取次ぎ等について、それぞれの専門職員に確認しておきます。

（健康観察のポイント（例））

- | | | |
|---------------------------------|-----------|--------------|
| □外傷があるか | □眠れているか | □食事・水分摂取は十分か |
| □咳・熱・下痢などの症状はないか | □話し相手はいるか | □トイレに行けているか |
| □脱水の兆候（□渴、□唇・皮膚の乾燥、尿量の減少など）はないか | | |

□福祉避難スペースの確保

必要に応じて、市町村災害対策本部とも調整の上、専門性の高いサービスは必要としないが、一般の人と同じスペースでは避難生活で困難が生じる様な配慮を要する人が、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを確保します。

□福祉支援チーム等専門チームの受入れ

市町村対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて避難者等へ周知します。また、衛生班と連携し、特に配慮が必要な人が専門チームによるケア等を受けられるよう調整等を行います。

※次ページに要配慮者ごとの配慮事項、その対応例を記載。

[ここが重要！]



*要配慮者ごとの配慮事項、その対応例

高齢者、障がいのある人などの要配慮者への避難生活での配慮事項と対応例を以下に例示します。必要に応じて、保健師等による巡回やボランティアによる見守り活動も実施します。

	避難所で困ること	左への対応例
高齢者	①トイレが離れている ②和式トイレが使えない ③床での寝起きや座ること	①居住スペース配置の工夫、杖の活用 ②洋式トイレ（ポータブル）の設置 ③段ボールベッドの配置
認知症のある人	置かれている状況への不安や混乱	見守り活動の実施や、日常の支援者が適切に支援できるよう、個室を確保するなど配慮
妊娠婦や乳幼児	①授乳やおむつ替えの場所がない ②妊娠婦の休める場所がない	①授乳やおむつ替えの場所の確保 ②妊娠婦が休憩できる個室の確保
外国人	日本語の情報伝達では不十分、又は理解できない	通常の日本語よりも簡易で、外国人にもわかりやすくした日本語（やさしい日本語）、図やイラスト、多言語情報ツール等を活用した情報伝達
介護を必要とする人	食事や着替えなど、日常生活全般に介護を必要とする、家族が周囲に気を遣う	介護者と同室の部屋の確保
肢体が不自由な人	①車いすでの移動に不安 ②床での寝起きや座ること	①車いすが通れる通路スペースの確保 ②段ボールベッドの配置
視覚障がいのある人	①情報の入手が困難 ②階段や段差、移動が困難	①声かけや点字等による情報伝達 ②介助者等による避難所内の案内
聴覚障がいのある人	音声による聞き取りが困難またはできない	筆談、手話、文字、イラスト等を活用した情報伝達
知的障がいのある人	自分自身の状況を伝えられない、周囲の状況判断や理解が困難	短い言葉や行点などを用いて、わかりやすく情報を伝えるとともに、日常の支援者が適切に支援できるよう、個室を確保するなどの配慮
精神障がいのある人	周囲とのコミュニケーションや環境適応が困難	介助者と一緒に生活できるよう配慮するとともに、服薬の継続や、必要に応じて医療機関への受診ができるよう配慮
性的マイナリティの人	周囲からの理解の欠如、周囲に話せない辛さや話すことへの不安	周囲への理解を促すこと、男女を問わず利用できるスペースの確保

※性的マイナリティの人等にも配慮し、男女共用のユニバーサルトイレを最低1基設置することが望まれます。また、車いすの人にも配慮し、屋外ではなく室内型の仮設トイレの設置も望されます。

⑦食料班

ポイント



- ・食料や飲料水の調達・提供、炊き出しの提供を行いましょう。

□ 食料や飲料水の調達・提供

- 物資班とも連携して、食料等のニーズを把握し、本部へ提供を要請します。
- あらかじめ避難者への提供ルールを決めおき、不満が出ないよう配慮しましょう。
- 避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中避難者等のニーズの把握に努め、提供方法の周知等も行いましょう。

(提供ルールの一例)

- ・公平に分配することを基本とします。
- ・数量が不足する場合でも、数量が揃うまでは配布しないのではなく、基本的には子ども、妊産婦、高齢者、障がいのある人を優先するなど、状況に応じ大方の避難者が納得いく方法で提供しましょう。

(注)大規模災害時には、対応に当たる市町村のマンパワーにも限りがあります。
配送を待たず物資集積所へ受け取りに行くなど、できる限りの自助、共助に努めましょう。

□ 炊き出しの提供

- 炊き出しは、避難者やボランティアの協力を得て実施しましょう。
- 食べ残しの処理など、衛生管理には気をつけましょう。

(衛生管理上の注意事項)

- ・食器は使い捨て
- ・食べ残しは、その日のうちに廃棄
- ・保管場所の管理や整理整頓

⑧物資班



ポイント

- ・生活物資等の調達・管理、避難者への提供を行いましょう。

※自主避難所を運営する際に必要な支援については、市町村災害対策本部にも相談しましょう。

□ 生活物資等の調達・管理

- 各班と連携して避難者のニーズを把握し、市町村災害対策本部へ要請します。
- 要請した物資が搬送される場合は数量等を確認して、物資の保管場所へ種類別に保管・管理します。

※物資を受け入れる際は、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

(注)大規模災害時には、対応に当たる市町村のマンパワーにも限りがあります。
場合によっては配送を待たず物資集積所へ受け取りに行くなど、できる限りの自助、共助に努めましょう。

□ 避難者への提供

- ※提供ルールは、「⑦食料班」と同様に不公平感が生じないよう配慮することが重要です。例えば、毎日配布する時間を決めておくことで、避難者が安心して外出できる効果があります。(余ったものは、常時受け取りできるコーナーに置いておく)
- (注)生理用品等の提供等、女性等への配慮等が必要な場合には、女性スタッフが配布したり、女性専用のスペースにあらかじめ置いておくなどの配慮をしましょう。

⑨ボランティア班



- ・避難者にボランティアへのニーズがある場合は、そのマッチングを行います。

〈ボランティアへのニーズ（例）〉

- ・高齢者、障がいのある人への避難生活支援（配膳、介護、トイレなどの補助用務）
- ・避難所内外における水や食料・物資の運搬や配布補助
- ・がれきの撤去等、避難者の自宅整理（軽作業で危険を伴わないもの）

□ボランティアへのニーズの把握・受付

相談受付や聞き取りにより、ボランティアへのニーズを把握します。

□ボランティアの要請

ニーズに応じて、市町村災害対策本部又は市町村のボランティアセンターに支援を要請します。

□ボランティアの配置・調整

派遣されたボランティアの受付、活動の振り分けをします。

5 避難所の生活ルールを決めておこう

ポイント 生活ルールを決め共有しあっていきことで、避難生活がスムーズになります。

○○避難所の生活ルール（例）

*掲示板に貼るなどして周知・徹底しましょう。

- ①この避難所の運営のため、総務班、広報班、管理班、衛生班、救護・要配慮者班、食料班、物資班を編成し、避難者を中心にスタッフになっていただきます。スタッフ以外は、各班の業務への御協力をお願いします。
※なお、情報連絡のための全体ミーティングを、毎日午前10時に行います。
- ②その他の避難者も、掃除当番などの業務には積極的に参加しましょう。
- ③避難者の把握のため、避難者名簿への記載に御協力をお願いします。
なお、退所する際は、受付でその旨お伝えください。
- ④各自指定した居住スペースを利用して下さい。なお、屋内は土足禁止とします。
- ⑤ペットは所定の場所のみで飼育することとし、屋内への連れ込みは御遠慮ください。
- ⑥食料等の物資は、午前7時、正午、午後5時の計3回、物資配布所前で配布します。
※全員分の数量が確保できない場合は、子ども、妊娠婦や高齢者等へ優先配布する場合があります。
※ミルク・おむつや女性用品等の要望は、個別に申し出ください。（女性専用窓口）
- ⑦消灯は午後9時とし、施設内の照明を落とします。
※防犯のため、廊下やトイレ周辺と、運営本部は点灯したままとします。
※消灯時間後は、居住スペースでの会話や携帯電話の利用を控えてください。
- ⑧トイレ清掃は午前10時と午後15時に、当番が交替で行うこととします。
- ⑨公衆衛生のため、避難所出入り時は必ず手洗い、うがいと手指のアルコール消毒をし、マスクの着用を心がけください。
- ⑩避難所内での飲酒は原則禁止とします。また、所定の場所以外での喫煙は禁止とします。
- ⑪敷地内での火気の使用は原則禁止とします。
- ⑫本避難所は、電気、水道などライフラインが復旧し、避難者のみなさんの住まいの確保ができ次第、順次縮小・閉鎖していくこととします。

6 衛生管理、食事管理、健康管理などのルールを決めておこう

ポイント

- ・衛生、食事、健康の3分野について、管理ルールをチェックしましょう。
- ・避難所の実情に応じて、個別のルールも検討しましょう。

【管理のルール（例）】

衛生管理	<ul style="list-style-type: none">□手洗い場（洗面場）と調理場は分ける。□配食時など食べ物に触れるときには、必ず手洗い、消毒する。□マスクを用意する。□残飯などの生ゴミとそれ以外のゴミは分別して、また普段のゴミの分別のルールによって所定の場所に廃棄する。□汁物や残飯を捨てるバケツにはふたをする。□食べ残した残り物は捨てるよう指導する。□手洗い、うがいを徹底する（トイレや洗面台等の貼り紙で周知）。□清拭・足浴で清潔を保つ。
食事管理	<ul style="list-style-type: none">□身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を心がける。□温かい食事の提供をなるべく早く実施する（炊き出しなど）。□時間を決めて食事をするようにする。□みんなと一緒に食べるよう心がける。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">□エコノミークラス症候群を防ぐため、1日5分体を動かす体操などの時間につくる。□個人の健康管理についても注意喚起する。→ 口腔の衛生管理、喫煙、飲酒など□アルコール依存症の発症を防ぐため、避難所では原則禁酒とする。
感染症予防	<ul style="list-style-type: none">□インフルエンザ等による感染症を予防するため、手洗いを励行する。□水道が使用不可の場合は、擦式アルコール消毒による手指消毒で対応する。□また、霧吹きなどを活用するなど乾燥防止に努める。□トイレ前や手洗い場等に石けん、消毒液を配置する（子どもの手の届かない位置に設置）。□手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしない。□消毒液・マスクの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保する。□歯みがきとうがいを励行する。
その他	<ul style="list-style-type: none">□起床、消灯などの生活時間を決めておく（6時起床、21時消灯）。□朝礼・健康体操の時間を決めておく。□掃除をする日や時間を決めておく。□掃除当番や配食当番等避難所の運営に、避難者が積極的に参加する。□人数確認（点呼）の時間を設定する。□避難所内は火気厳禁とする。□貴重品の管理について、自己責任で行うよう周知徹底する。

[ここが重要！]



*福祉避難所と、一般避難所における福祉避難スペース-----

ポイント

- ・要介護者や、障がいの程度が高く専門的なケアなど特別な配慮が必要な人は、災害時には必要に応じて「福祉避難所」へ避難する場合があります。
- ・福祉避難所への入所を要さない軽度の症状等がある人等は、一般的な避難所へ避難します。一般的な避難所では、軽度の配慮を要する者に対応する「福祉避難スペース」を設ける場合があります。

①福祉避難所とは？

災害対策基本法に定める指定避難所のうち、「主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるもの」を言い、次のような基準に適合するものとされています。

- ア. 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者（※）」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ. 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受け入れる体制が整備されていること。
- ウ. 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

※災害対策基本法第8条の定義による。

②福祉避難所の対象者

高齢者、障がいのある人、妊娠婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する人のうち、日常生活に介助が必要な人が対象です。また、身体状況の悪化等で治療の必要な人については医療機関等へ入所することとなります。但し、福祉避難所の受入態勢が整わない場合（例：受入れスペースの不足、対応できる職員の不足）には、福祉避難所に入所できないこともあります。

③一般避難所における福祉避難スペースの考え方

福祉避難所への入所を要さない軽度の症状等がある人等は、一般的な避難所に避難することがあるため、必要に応じて、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設ける場合があります。

7 安定期以降の取組

ポイント

復旧状況等も勘案しながら、避難所の閉鎖について検討しましょう。

安定期（概ね3週間目以降）では運営体制の見直しを図り、避難所以外での相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、市町村担当者や施設管理者とも相談しながら、自宅等での生活の再開、避難所の閉鎖への合意形成を進めていきます。

（1）避難所統廃合に伴う移動

避難所となった施設の通常時の使用の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、できるだけ早目に避難者に対し避難場所の移動などを伝達します。

また、避難所の移動が決定した場合は、できるだけ早目に移動日時や荷物の搬送について避難者に対し周知します。

（2）閉鎖の判断

市町村は、ライフラインの復旧状況や仮設住宅への入居状況などを勘案しながら、避難所の閉鎖について検討します。

（3）避難所の閉鎖

避難所の閉鎖が決定した場合は、その準備に取り掛かります。まず、避難所の閉鎖日時と準備、避難所閉鎖後の情報、物資の入手方法、相談窓口などその後の生活に必要となることについて避難者に説明します。

返却が必要となる物資等がある場合は、市町村担当部局へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を、避難者の協力を得て行います。

[参考]

* 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」の一部改正 (平成29年7月7日交付・施行)

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震や、平成29年1月及び2月の豪雪の際に示された、鳥取県らしい人と人との絆に基づく住民の支え合い、助け合いの取組である「災害時支え愛活動」など、強化すべき施策や新たな取組を推進することを目的に、条例を一部改正しました。

避難所運営に関する内容について、その概要を紹介します。

① 「支え愛避難所」を条例上位置づけ、必要な支援を実施

既往の災害でも、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等に地域住民が自主的に避難し運営している事例が少なくなく、鳥取県中部地震及び本年1月、2月の豪雪でも奏功事例として再認識されたことから、この様な取組を「支え愛避難所」として条例上位置づけ、支援していくこうとするものです。

「支え愛避難所」は、被災者の居宅から近いため、避難中の居宅との行き来が容易であること、小規模かつ顔見知りが多いため落ち着ける環境となり得ること、日頃から使い慣れた施設で設備や備え付けられている物品などの様子が分かっており創意工夫による自主運営を行いやすいことなど、住民にとって有益なことが多い避難所です。

また、行政にとっても、避難所運営の人員等を軽減できる可能性があり、有効に機能すれば双方にとってメリットが生じることが考えられます。

なお、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合は、当該施設の応急危険度判定や土砂災害警戒区域等の該当の確認など、その安全性等を確認するとともに、支援物資の提供等の必要な支援を行うよう努めることを規定しています。

② 「災害時支え愛活動」の推進

災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人との絆の強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組を「災害時支え愛活動」と定義し、県民、市町村、県及び国の機関が相互に連携して積極的に取り組むことを、防災及び危機管理の基本事項とするものです。

具体的には、住民による支え愛避難所の運営、避難行動の助け合い、声掛け、食料や物品の提供等の取組に対し、多様な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して実効性を確保することが想定されます。

また、市町村の責務として、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう、地域に対する情報伝達のルート等の確保や災害時における活動に資する情報提供等、必要な支援に努めることとしており、さらに県の責務として、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう市町村に対し必要な支援を行うこととしています。

なお県では、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう、平時からの支え愛マップ(※)づくりに対する物的支援について引き続き取り組むとともに、新たにマップづくりに併せて支え愛避難所の体制整備などの取り組みを行う地域を、モデル地域として支援することとしています。

※支え愛マップ

平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のことと言います。

③高齢者、障がいのある人、外国人等多様な者の特性に配慮した取組の推進

高齢者、障がいのある人、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進することを防災及び危機管理の基本事項の1つとしました。

このことから、市町村長は、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害又は危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を、多様な者の特性に配慮した手段で提供し、必要に応じて福祉・医療等の関係者の協力を得て、その多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めることを新たに規定しました。また、知事は市町村長の施策の実施を支援することとしました。

④車中避難者等への対応

市町村長は、避難所以外の自家用車等その他狭い空間に避難した被災者の健康面への配慮にも努めることを新たに規定しました。

具体的には、車中避難を行っている者に対して、生活環境が良好な公設避難所の情報を提供して移動を促すことや、各種の支援情報の提供、保健師の巡回等による健康相談の実施などが想定されます。

別 冊

様式集

◆**様式集**

- | | |
|-------|-----------|
| 様式1 | 避難者カード |
| 様式2 | 避難者名簿 |
| 様式3 | 避難者数集計表 |
| 様式4 | 情報収集リスト |
| 様式5 | 訪問者管理簿 |
| 様式6 | 郵便物等受付票 |
| 様式7-1 | 問合せ受付票 |
| 様式7-2 | 問合せ対応台帳 |
| 様式8 | 食料・物資等管理簿 |
| 様式9 | ペット飼育台帳 |

様式1

避 難 者 フ ロード

避難所名

世帯代表者				避難形態		避難所・テント・車中 その他()		
届出年月日	年 月 日			住 所				
世帯構成	名 前	性別	年齢	病気 (病名)	アレル ギー	障がい手帳の級 要介護認定	左以外の 配慮事項	その他 (資格・特技等)
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい手帳 級 要介護()		
安否確認のための情報開示希望			希望する · 希望しない					
電話 携帯電話	電話 :				携帯電話 :			
緊急連絡先								
被災状況	家屋(全壊 · 半壊 · 一部損壊) その他()							
車種・ナンバー								
食料、物資等の配布を	希望する · 希望しない							
転出年月日※	年 月 日							
転出先※	(連絡先:)							
備 考								

※受入れ側で記載

様式 2

避 難 者 名 簿

避難所名

*安否確認対応の欄は、避難所への問合せや訪問者に対応可能かどうかを確認するもの

樣式3

避 難 者 数 集 計 表

避難所名

様式4

情報収集リスト

避難所名

日 時		区 分		聞取者		相手方	
内容							

日 時		区 分		聞取者		相手方	
内容							

日 時		区 分		聞取者		相手方	
内容							

日 時		区 分		聞取者		相手方	
内容							

様式5

訪問者管理簿

避難所名

平成29年 月 日

番号	氏名	入所時刻	退所時刻	用件
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式6

郵便物等受付票

避難所名

番号	受付月日	宛て名	郵便物等の種類	受取月日 ・時刻	受取人 (自署のこと)
1			葉書・封書・小包 その他()		
2			葉書・封書・小包 その他()		
3			葉書・封書・小包 その他()		
4			葉書・封書・小包 その他()		
5			葉書・封書・小包 その他()		
6			葉書・封書・小包 その他()		
7			葉書・封書・小包 その他()		
8			葉書・封書・小包 その他()		
9			葉書・封書・小包 その他()		
10			葉書・封書・小包 その他()		
11			葉書・封書・小包 その他()		
12			葉書・封書・小包 その他()		
13			葉書・封書・小包 その他()		
14			葉書・封書・小包 その他()		
15			葉書・封書・小包 その他()		

様式7-1

問合せ受付票

避難所名

受付NO		受付日時	平成 年 月 日 : 頃
受付者			
問合せのあった避難者 氏 名			
問合せのあった避難者 住 所			
問合せをしてきた人 氏 名			
問合せをしてきた人 住 所・連絡先(電話)			
掲示板への貼付 (問合せのあった 者の諾否)	可・不可	掲示板への 貼付日	平成 年 月 日
問合せ内容			
備 考			
対応結果(※)	平成 年 月 日 時 分頃		

※掲示しているものについては、対応結果を後日記載のこと。

樣式 7-2

問合せ対応台帳

避難所名

様式8

食料・物資等管理簿

避難所名

(食料)

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

(生活用品)

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

(その他)

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

品名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	受												
	払												
	計												

様式9

ペット飼育者台帳

避難所名

	飼育者	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	特徴	入所日	退所日	備考
①	氏名()						/	/	
	区画()								
	住所()								
	電話()								

	飼育者	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	特徴	入所日	退所日	備考
②	氏名()						/	/	
	区画()								
	住所()								
	電話()								

	飼育者	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	特徴	入所日	退所日	備考
③	氏名()						/	/	
	区画()								
	住所()								
	電話()								

	飼育者	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	特徴	入所日	退所日	備考
④	氏名()						/	/	
	区画()								
	住所()								
	電話()								

	飼育者	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	特徴	入所日	退所日	備考
⑤	氏名()						/	/	
	区画()								
	住所()								
	電話()								

福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針の策定について

平成30年3月20日
危機管理政策課

熊本地震及び鳥取県中部地震における福祉避難所の課題を踏まえて、障がい者関係団体等当事者からご意見をお聞きし、福祉避難所や福祉避難スペース（一般避難所）の運営における必要な配慮等について、市町村が行う福祉避難所の確保・運営の参考となるよう指針を策定しました。

＜鳥取県中部地震や熊本地震での課題＞

- ・人材や物資の不足による福祉避難所の開設の遅れ
- ・調整機能が働かない（一般的被災者で福祉避難所が満員になり、対象者の受入れができない等）
- ・福祉避難所として指定できる施設が不足しており福祉避難所の確保が困難な市町村あり
- ・福祉避難所で被災状況等により受入れが困難な例あり
- ・福祉避難所の利用を巡る混乱を危惧することによる災害時の福祉避難所の周知不足など

＜指針の構成と主な内容＞

【目的】

- 熊本地震及び鳥取県中部地震における福祉避難所の課題を踏まえて、各市町村が行う福祉避難所の確保・運営の参考となる重要事項、留意事項などをとりまとめた。
- 平常時から指針の内容を広く住民へ周知し、理解を得ることにより、福祉避難所の対象者の利用及び運営の円滑、適正化を図る。

1 平常時の取組

○福祉避難所の対象者

- ・福祉避難所の対象者の範囲を決定し、福祉避難所の利用が必要な者を見込む。
➢ 確保しなければならない福祉避難所の総数及び不足数をあらかじめ把握しておき、災害時の応援要請等の見込みに役立てる。

○福祉避難所の周知

- ・福祉避難所の目的や機能、対象者など、福祉避難所に関する情報を広く周知する。
➢ 災害時に一般被災者が緊急避難以外の理由で福祉避難所へ避難しないよう、事前に目的等について理解を促す。

○物資・機材・人材・移送手段・施設の確保

- ・大規模災害時等、自治体内での物資や人材等の確保が困難な場合は、近隣市町村や県の広域調整による応援が得られるよう、確認を行う。
➢ 物資や人材の不足により福祉避難所の開設が遅れることがないよう、あらかじめ広域的手配が可能であることを県内で情報共有・確認しておく。
なお、資機材の整備に当たって、県では補助制度を準備している。

○福祉避難所の運営体制の確認

- ・民間施設など、施設関係者が福祉避難所開設の要請に速やかに応じることができるよう、平常時より運営体制の確認を行う。
➢ 民間施設関係者と事前に平常時に人員派遣や責任等についてよく話し合いを行う。また、関係者で福祉避難所の開設・運営体制の確認を行って、要配慮者に対する福祉避難所の速やかな開設の準備を行う。

2 災害時の取組

○福祉避難所の速やかな開設

- ・発災と同時に拠点的な福祉避難所を開設し、障がいの程度に応じて受入れができるような体制整備を検討する。

○福祉避難所における要配慮者への対応

- ・障がい等の種別ごとの必要な配慮は「3一般避難所における要配慮者への対応」を参照し、福祉避難所においても充実に努める。

○人材の確保

- ・介護、生活相談の人材が不足する場合は、県が別途示す「鳥取県災害派遣福祉チーム」へ相談する。

○福祉避難所の運営に係る留意点

- ・福祉避難所に一般の被災者が避難した場合は、被災者の要配慮の状況等に応じて近隣の避難所へ移動を促す。また、可能な場合には移動するまでの間、福祉避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。

3 一般避難所における要配慮者への対応

- ・避難所ごとに要配慮者のためのレイアウトの工夫など、運営について平時から確認しておく。
- ・福祉避難所の量的確保に努めるほか、福祉避難スペースの確保など一般避難所における要配慮者に対する良好な環境の整備に努める。
- ・避難所運営では、障がいの種別ごとの必要な配慮を理解し、平時から必要な物資や人材等の供給体制を整備しておく。

4 要配慮者に対応するために配慮すべき事項

○共通事項

- ・要配慮者及び支援者に対し、災害時の避難行動等の確認や、必要な物資や薬等携行すべきものの準備を平時から促しておく。

<(例)要配慮者または支援者が携行することが望まれる主なもの>

- ・保険証、障がい者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、薬、お薬手帳（薬の一覧表）、通院している医療機関の受診券・診察券等

<(例)要配慮者に対応するための物品>

- ・段差に渡す板など、避難所をバリアフリー化するための物品

<(例)人材の確保>

- ・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、福祉の有資格者、障がい者団体等

○要配慮者別の個別の対応

- ・障がいの種別に応じて、避難所で困ること、必要な環境・備品、人材、周囲の人に呼びかける支援、本人や支援者の準備及び留意事項について、具体例を提示した。

<(例)必要な環境・備品等>

- ・移動に困難がある人

(必要な環境) 車いす等で出入りできるよう段差をなくし、通路を確保する

(備品等) 車いす、床ずれ防止マット(エアーマット等)、紙おむつ 等

- ・聴覚障がいのある人

(必要な環境) 情報を伝える場合は、チラシ、掲示板等の文字を使う

(備品等) 筆談用ホワイトボード、手話表現の一覧、手話テレビ(CS) 等

<(例)周囲に呼びかけること>

- ・視覚障がいのある人

目の不自由な方を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝える

- ・自閉症等発達障害のある人

支援物資を取りに行く際に協力する

5 指針の周知・啓発

- ・指針の内容が理解・実践されるよう、多様な媒体によって周知し、要配慮者・支援者等関係者への説明や訓練を通じて啓発を行う。

➢指針の実効性を担保する取組を行う。

福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針

指針策定の目的

福祉避難所については、平成28年4月に発生した熊本地震、また同年10月に発生した鳥取県中部地震において、人材や物資の不足による開設の遅れ、指定できる施設の不足による確保困難等の課題が明らかになりました。

この指針は、市町村において災害時に福祉的対応を必要とする住民に迅速的確に福祉避難所、福祉避難スペースを提供することができるよう、「要支援者避難対策等検討会」において検討・意見交換した結果を踏まえ、参考となる重要事項、留意事項などを取りまとめたものです。

(熊本地震や中部地震での課題)

- ・人材や物資の不足による福祉避難所の開設の遅れ
- ・調整機能が働かない(一般の被災者で福祉避難所が満員になり、対象者の受け入れができない等)
- ・福祉避難所として指定できる施設が不足しており福祉避難所の確保が困難な市町村あり
- ・福祉避難所で被災状況等により受け入れが困難な例あり
- ・福祉避難所の利用を巡る混乱を危惧することによる災害時の福祉避難所の周知の不足 など

本指針は、障がい者団体等当事者から御意見をお聞きして策定したものです。指針の実効性を確保するためには、平常時から要配慮者、避難支援関係者、地域住民へ広く周知し、理解を得ておくことが求められます。

1 福祉避難所の開設、運営

(1) 平常時の取組

(ア) 福祉避難所

<福祉避難所とは>

災害対策基本法第49条の7に定める指定避難所のうち、

災害対策基本法施行令第20条の6第5号に定める「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮をする者を滞在させることが想定されるもの」で内閣府令で定める次の基準に適合するもの。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮をする者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

なお、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年内閣府（防災担当））」では、指定要件として次のように例示されている。

- ア. 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・耐震性が確保されていること。[地震]
 - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
 - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- イ. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、バリアフリー化されていること。

- ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ウ. 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
- ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

※なお、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置した場合、災害救助法の国庫補助の対象となります。

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
(災害対策基本法第8条第2項第15号)

(イ) 福祉避難所の対象者

一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）を対象とします。

- ・要配慮者の概数を把握し、福祉避難所の指定目標を定めます。
- ・福祉避難所の対象者の見込みについては、市町村で想定される最大の被災者数を参考としますが、一般避難所における配慮があれば生活できる者を除外するなど、真に必要な者を絞り込みます。
- ・対象範囲は、要介護認定3以上、日常生活自立度Ⅱ以上、身体障がい者手帳2級以上、療育手帳A、精神障がい者福祉保健手帳2級以上、その他妊産婦・難病者などの方を基本としながら、各市町村の実情や要配慮者の現況に応じて必要な対象者を見込みます。
- ・その家族も必要な者を対象者に含めて差し支えありません。

(ウ) 福祉避難所の指定

- ・災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるため、本指針を参考にあらかじめ福祉避難所を指定します。

(エ) 福祉避難所の周知

- ・災害発生時に要配慮者の支援が適切に行えるよう、福祉避難所の目的や機能、対象者など、福祉避難所に関する情報を広く周知します。
- ・防災訓練や避難訓練の機会を活用し、要配慮者やその関係者等に参加を求め、福祉避難所に対する認識を高めたり、あらかじめ福祉避難所の環境に慣れていただくことも有効です。
- ・特に、一般避難所において生活可能な避難者については対象とならないこと、福祉避難所での受け入れには施設自体の安全確認及び受入体制の調整が必要であることなどについて、対象者や支援関係者をはじめとして広く事前に理解を得ておきます。（参考：周知例）

(オ) 物資・機材・人材・移送手段・施設の確保

- ・施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資や機材の整備を図ります。
なお、資機材の整備に当たって、県では補助制度を準備しています。
- ・備蓄が困難な場合は、必要な物資等の調達について、事前に業者や関係団体等との協定締結等により、供給者を確保しておくなど、速やかに開設できる体制を整備します。
- ・必要な生活相談員等の人材については、保健師等職員の役割分担の決定、支援の要請先リストの整備、関係団体等との協定締結など、平常時から確認・体制整備を図ります。
- ・介護ボランティア等の受け入れについて関係機関と平時から手順等を確認しておきます。
- ・一般避難所から福祉避難所への移送、緊急時の福祉避難所から入所施設等への移送について、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段が確保できるよう、関係機関等と協議・検討しておきます。
- ・また、大規模災害時等、自己自治体内での物資や人材、移送手段、施設等の確保が困難な場合に備え、近隣市町村や県と事前に応援体制の確認を行います。特に、県は各事業者等と広域的に協定を締結していることから、その内容を事前に確認し、必要に応じた応援要

請ができるよう、平常時から情報共有を図ります。

(カ) 福祉避難所の運営体制の確認

- ・福祉避難所の速やかな開設・運営のため、あらかじめ福祉避難所班や担当者を設置しておきます。
- ・また、避難支援関係者や福祉避難所関係者・機関等を交えた協議会を設置するなどにより、必要な物資、機材、人材、移送手段の確保に関する役割分担や医療機関等との連携体制を確認し、福祉避難所の開設・運営体制の充実に努めます。

(2) 災害時の取組

(ア) 福祉避難所の開設及び対象者の福祉避難所への誘導

- ・あらかじめ指定している福祉避難所の被災状況を確認するとともに、速やかに一般避難所における福祉避難所の対象者に関する情報を伝達し、福祉サービスが提供できる体制が確認され次第、福祉避難所を開設します。
- ・要配慮者の障がい等の種別に応じて、福祉避難所や緊急入所、個別のスペースの確保による対応など、必要な配慮ができる避難先へ誘導します。
- ・災害時の速やかな福祉避難所への誘導を実現するため、平時より要配慮者の現況を把握しておき、支援関係者とともに要配慮者の誘導体制について確認しておきます。
- ・また、災害の規模に応じて、発災と同時に拠点的な福祉避難所を開設し、障がい等の程度が重度の要配慮者を直接受け入れるなどによって、速やかな受け入れに努めることが重要です。
- ・福祉避難所の開設に当たっては、職員、対象者、対象者の支援者及び地域住民等に対し、福祉避難所の目的や機能、対象者も併せて周知します。

【スクリーニングの例】福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))抜粋

区分	判断基準 概要	実例	避難・搬送先例
1 治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	・酸素 ・吸引 ・透析	病院
2 日常生活に全 介助が必要	・食事、排泄、移動が一人ででき ない	・胃ろう ・寝つきり	福祉避難所
3 日常生活に一 部介助や見守 りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助 が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・3歳以下とその親 ・精神疾患がある	・半身麻痺 ・下肢切断 ・発達障がい ・知的障がい ・視覚障がい ・骨粗しょう症	個室(注1)
4 自立	・歩行可能、健康、介助がいらな い、家族の介助がある	・高齢者 ・妊婦	大部屋

注1：個室とは、体育館ではなく教室等を指す

日本赤十字看護大学 国際・災害看護学領域 小原真理子氏の資料をもとに作成

(イ) 福祉避難所の開設時期

- ・福祉避難所は、その施設自体の安全確認及び受入体制の調整の後（状況に応じて調整中であっても柔軟に対応）、速やかに開設します。

(ウ) 福祉避難所における要配慮者への対応

- ・福祉避難所に避難している要配慮者の名簿を作成し、福祉サービスの利用、公営住宅等や応急仮設住宅への入居、住宅再建の意向等について把握します。

なお、作成した名簿が災害対策基本法第90条の3の規定に基づく被災者台帳に合致する場合、被災者台帳と位置づけて被災者の援護に活用することが可能ですので留意してください

さい。

- ・福祉サービス事業者、保健師、その他の支援者等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。
- ・障がい等の種別ごとの必要な配慮は、「2一般避難所における要配慮者への対応」も参照し、福祉避難所の充実に努めます。

(エ)人材の確保

- ・介護、生活相談の人材が不足する場合は、県が別途示す「鳥取県災害派遣福祉チーム（D C A T）」に、派遣について相談してください。

(オ) 福祉避難所の運営に係る留意点

- ・福祉避難所を開設する際に、すでに一般の被災者が避難している場合は、掲示板の活用や職員の呼びかけを通じて、被災者の要配慮の状況等に応じて近隣の一般避難所等への移動をお願いします。
- ・また、福祉避難所へ避難している一般の避難者へは、一般避難所へ移るまでの間、なるべく福祉避難所の運営や要配慮者の支援に協力してもらうよう、あわせてお願いをします。
(参考：福祉避難所での周知の事例)

2 一般避難所における要配慮者への対応

- ・福祉避難所の量的確保に努めるほか、福祉避難スペースの確保など一般避難所における要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。
- ・避難所運営では、障がいの種別ごとの必要な配慮を理解し、平時から必要な物資や人材等の供給体制を整備しておきます。

<福祉避難スペースとは>

【福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))】

○地域における福祉避難スペース(室)(としての機能)

- ・災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース(室)として、一般の避難所(小・中学校、公民館等)等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定。専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難。

- ・避難所ごとに要配慮者のためのレイアウトの工夫など、運営について平時から確認しておきます。

3 要配慮者に対応するために配慮すべき事項(福祉避難所・福祉スペース、一般避難所共通)

(1) 共通事項

- ・要配慮者及び支援者に対し、災害時の避難体制の確認や、必要な物資や薬等携行すべきものの準備を平時から促しておきます。

<要配慮者または支援者が携行することが望まれる主なもの>

- ・保険証、障がい者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、薬、お薬手帳(薬の一覧表)、通院している医療機関の受診券・診察券等
- ・家族等への連絡先及び連絡方法、アレルギーを引き起こす食材の一覧、食の形態やとろみ食に使用する製品名等配慮を要する内容と支援方法などを記した緊急連絡カード
- ・その他、各自が必要な物資等
- ・なお、避難所での工夫や行政が準備する物資・備品、必要な人材等について、平時から支援者等に聞き取っておきます。

<要配慮者に対応するための物品>

- ・段差に渡す板など、避難所をバリアフリー化するための用品
- ・障がい者専用の場所等があることを示すマーク等(ユニバーサルデザインのマーク等)
- ・段ボールや仕切り等(個別の居住空間やトイレ、更衣室等の設営)

- ・仮設トイレ、簡易ベッド、マットレス、掲示板(周囲の方への要配慮者に対する留意事項を周知するためのもの等) 等
- ・生理用品、紙パンツ

<人材の確保>

- ・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、福祉の有資格者、障がい者団体等
- ・あいサポート、認知症サポート、手話通訳者
- ・災害ボランティア
- ・各関係団体と協定締結等により必要な人材を確保できるようにしておく。

<配置に関する配慮>

- ・移動に困難がある方：スムーズに出入りできるよう、居住スペースのうち通路側の場所
- ・視覚障がいのある方：自身の位置が把握しやすい角や壁際の場所
- ・聴覚障がいのある方：掲示板や事務局本部などに近い等視覚での情報が伝わりやすく、携帯電話の電波が入る場所
- ・自閉症や発達障がい、認知症の方など：騒々しい出入口付近を避けた、なるべく静かな場所
- ・要配慮者相談窓口の設置
- ・その他必要に応じて、静養室、授乳室、更衣室、ベッドルーム、育児室等を設置
- ・医療機関との連携などにより、必要なサービスを速やかに提供できる体制を確認しておきます。

(2) 要配慮者別の個別の対応

ア 肢体不自由のある人

(ア) 避難所で困ること

- ・移動に困難があり、時間がかかる場合がある。
- ・車いすの方の中には、床面に座ることが難しい人がいる。
- ・トイレについては洋式・多目的トイレでないと使えない人がいる。
- ・避難所に段差があると車いすの利用が難しい。
- ・車いすで滞在できる居場所として、広めのスペースが必要となる。
- ・手に障がいのある方は、一人で服を着たり食事したりすることが難しい場合がある。
- ・人によっては医療的ケア(吸引)や吸引器等のための電源が必要である。
- ・食べやすくするための食品の加工が必要である。
- ・慣れない避難所へ行くことを躊躇する。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・車いす等で出入りできるよう段差をなくし、通路を確保する。
- ・広めの居住スペースを確保する。
- ・避難所内の温度管理を行う。
- ・おむつ交換などはパーテーションで区切り、専用の場所を用意する。
- ・ビブス(他者へ要配慮者であることを伝えるもの)、洋式トイレ

(物資・備品)

- ・車いす、簡易発電機、床ずれ防止マット(エアーマット等)、紙おむつ、カテーテル等医薬品、医療的ケア(吸引器等)のための電源、食事用のテーブル(床で食事ができない方)
- ・経管栄養が必要な方には、専門物品や専門員が必要

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、ホームヘルパー等
- ・介護ボランティア

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・支援物資を受け取りに行く際に協力する。
- ・車いす利用の人への協力(通路に物を置かない、広めの空間を譲るなど)

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート(おむつ交換時や着替え時に活用)
- ・専用器具
- ・支援者は、日頃から要支援者の食事等支援が必要な内容について把握しておく。

イ 内部障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

《共通》

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくく、周囲から誤解されやすい。

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・自己導尿や排泄に時間がかかる。
- ・ストマーは3~4日で臭いが漏れるため、プライバシーに配慮した交換場所が必要である。
- ・避難所にストマー用品の備蓄がない、市販されていないため入手しづらい。
- ・トイレでストマー貼り替えや洗浄などに30~40分時間を要する。

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・食事制限(塩分、カリウム、リンの制限など)がある。
- ・透析施設への通院確保が必要である。
- ・CAPD(腹膜透析者)の透析場所(1日3から4回)が必要である。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・ストマー対応トイレ(多目的トイレ、仮設トイレ)
- ・トイレの近くへ誘導する。
- ・プライバシーに配慮したストマー交換場所を確保する。

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・CAPD(腹膜透析者)の透析場所の確保や、医療機関との連携による治療の手配などをを行う。

《ペースメーカー装着者》

- ・簡易発電機の近くにペースメーカーを利用されている人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促す。

(物資・備品)

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・ストマー(便、尿)交換用品、オストミー対応簡易トイレ

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・移動用車いす、歩行器、杖、カーテン、バッテリー

(ウ) 必要な専門職

- ・看護師(皮膚・排泄ケア認定看護師、糖尿病看護認定看護師、透析看護認定看護師、保健師等)

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・ストマー装具用品、洗腸セット(水、ウェット・アルコール消毒用ティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ、直流・交流変換器(交流の電気を直流に変換)、電池、加湿器)

- ・医療機関からの指示等の記された緊急連絡カード(透析条件)、処方箋カード

(オ) 啓発すること(透析の種類)

- ・血液透析:病院で専門の機材により行う透析(週3回、1回4~5時間)
- ・腹膜透析:自分で交換する透析(1日3回)

(カ) その他

- ・日頃からの本人や支援者に対するオストメイト対応トイレのある体育館などの周知
- ・ペースメーカー装着者は、機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法等について、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておく。

参考：鳥取県バリアフリーマップ

<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/bfmap/>

ウ 難病の人

(ア) 避難所で困ること

- ・難病の症状は様々であり、四肢、内臓、視覚・聴覚などが複合的に発症している場合があり、個別のケアや医療機関との連携が不可欠である。
- ・病気の症状により平坦な場所での立ち上がりが困難な場合がある。
- ・病気の症状で頻繁にトイレを使用する必要がある人もいる。
- ・定期的に薬を服薬するため、水が必要であり、飲み込みが難しい場合はとろみ剤も必要で、病気によっては特別食が必要な場合がある。
- ・人工呼吸器や痰の吸引器を使用するために電源が必要である。
- ・病気の症状や薬の副作用で免疫機能が低下している場合、多人数で密集して生活をすることは感染症のリスクがある。
- ・腹膜透析は交換液、消毒液、機材の一式を避難所まで持参することが難しい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・医療的ケアが必要な方は、早期に医療機関へ移送する。
- ・自己注射の際にパーテーション等で外から見えないように配慮したスペースをつくる。
- ・医療機器を使用する方へ、電源を優先的に使用できるようその他の被災者へ配慮を促す。
- ・定期的に医療機関関係者が巡回し、継続した支援が行えるよう体制を整える。
- ・トイレ程度の広さの透析場所(壁や窓の桟などがあれば、交換液を吊るすのに活用できる)を確保する。
- ・病院との連携、通院手段の確保等を図る。

(物資・備品)

- ・飲料水、生理食塩水、とろみ剤、経腸栄養剤、マスク、車いす(電動)、歩行器、ベッド・除圧マット、椅子、人工呼吸器(機械式)、バッグバルブマスク(手動式)、ポータブルたん吸引器、バッテリー、非常用発電機

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・医師、看護師、保健師、重度障がい者利用施設の職員、難病支援団体

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・人工呼吸器・たん吸引器使用者等へ電源を優先使用させること。透析場所を優先的に確保すること。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・本人や関係者が、前回透析をした日時や病院を把握しておくこと
- ・人工呼吸器、ポータブルたん吸引器、バッテリー、マスク

エ 視覚障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・視覚による情報の把握が難しいため、配給などの情報が行き届かない場合がある。
- ・自分がいる場所の把握に困ることがあり、トイレなど一人での移動が難しい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・個別の声かけや放送など、音声による伝達を行う。

- ・トイレは、順路を把握しやすいよう簡易型の点字ブロックやロープなどを張り動線を確保するとともに、入口には音声誘導装置等を設置する。
- ・居住スペースのうち、壁際や角などの比較的位置がわかりやすい場所あるいは受付の近くなどの行政担当者が対応しやすい場所を確保する。

(物資・備品)

- ・簡易型点字ブロック、音声誘導装置、ラジオ、白杖

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・視覚障がい者団体などの関係者

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・目の不自由な方を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝える。
- ・通路の安全性の確保や支援者等による適切な誘導を行う。
- ・誘導する場合は少し前に立ち、肩などを持ってもらって案内する。段差がある場合にはその都度伝える。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・眼鏡、白杖(折りたたみ式)、点字器、音声時計や触知式時計

オ 聴覚障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・音声による情報の把握が難しく、配給などの情報が行き届かない場合がある。
- ・話しかけても返事ができない場合が多いので、誤解されたり、孤立したりする可能性がある。
- ・普段から地域の人とのつきあいがないことが多く、周囲に知り合いが少ない。
- ・補聴器・人工内耳使用の場合、空気電池という特別な種類を用いるので、入手しにくい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・情報を伝える場合は、チラシ、掲示板等の文字を使う。
- ・居住スペースのうち、掲示板や事務局本部の近くなど、視覚での情報が伝わりやすい場所に誘導する。

(物資・備品)

- ・筆談用ホワイトボード、手話表現の一覧、手話表現のポスター、手話辞典、ペン、懐中電灯、字幕放送のテレビ、インターネットテレビ(手話版)、補聴器用・人工内耳用の電池、CS障がい者放送(手話や字幕で情報を伝えるテレビ番組)専用受信機

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・手話通訳者や要約筆記者
- ・聴覚障がい者団体などの関係者

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・背後の様子がとらえにくいため、相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ・マスクを外して口の動きがわかるように話しかける。
- ・筆記による筆談や、手のひらに指先で字を書く、顔をまっすぐに向け口となるべく大きく動かす。
- ・物資や食事の配給等の情報を筆談や身ぶりで伝える。
- ・代理で電話連絡を行う。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・補聴器及び専用電池、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等、笛、人工内耳装用者カード
- ・スマートフォン等による災害情報の取得

カ 知的障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・周囲への配慮や多くの人の関わり、トイレ、順番待ち、多くの人の声などで落ち着かない。
- ・パニックになりやすく、急な行動をとってしまう。
- ・走り出したり意味不明の声を出したりしてしまう。
- ・洋式トイレでないと難しい方がいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・同じような条件の人(家族)と同じスペース、または個別の部屋を確保する。
- ・人の出入りの少ない位置、トイレや屋外に近い位置へ誘導する。
- ・知的障がい者の特性に関する情報を避難所にいる人に周知する。

(物資・備品)

- ・テレビ
- ・CDラジカセ(音楽があれば落ち着く子ども(人)もいる。)

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・施設(知的障がい)で経験のある方

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・知的障がい児(者)に対する理解。
- ・ゆっくり簡単な言葉で話しかける。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・こだわりのある物品は一ヵ所にまとめておき、常に同じ場所で使用する。
- ・こだわりのある食品はストックが可能であれば常にストックしておく。

キ 精神障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・幻聴・幻覚、妄想、不眠等があり、精神的に不安で落ち着かない人もいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・掲示板等で情報を共有できる環境をつくる。
- ・通路に矢印やマークを表示する、各部屋や場所をわかりやすく表示する。
- ・慣れ親しんだ人の避難
- ・車いす、杖を利用している人もいるので、出入りしやすい環境が必要

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・精神保健福祉士、看護師、支援員、事業所職員、精神保健ボランティア、民生委員等

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・安心して行動できるよう、優しく声かけをする。
- ・地震で揺れている間は「もう少し待って」などの声かけを行う。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・親族に連絡がとれるようにしておく。
- ・貴重品、着替え等非常品持ち出しリストを作成しておく。

(オ) その他

- ・内科的疾患(糖尿病等)を患っている方も多く、薬の種類による副作用など、支援者が理解しておく必要がある。

- ・親が精神障がい者の場合、子どもが取り残されることがあるので注意が必要

ク 自閉症等発達障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・いつもと違う大勢の人がいて騒がしい場所で過ごすことができない。
- ・感覚過敏など、変化に対する不安や恐怖感を覚え、落ち着きをなくしたり、走り回ったりする。
- ・大声を出すなど奇異な行動が出ることもある。
- ・できていたことができなくなることもある。
- ・家族と並んで支援物資をもらうことができない場合がある。家族も本人を一人にしておけない。
- ・家のトイレしか使えない、洋式トイレしか使えない人がいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・パーテーション等で区切った自分の空間、個別の部屋

(物資・備品)

- ・洋式トイレ

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・本人の顔なじみの先生、心理職、各関係機関につなぐ方、本人の顔見知りの方
(周囲の方へ呼びかけること)

- ・周囲の見慣れない人は、温かい気持ちで見守る。
- ・支援物資を取りに行く際に協力する。
- ・ゆっくり話しかける。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・安心グッズ（心の安定が図れるもの：イヤーマフ、イヤホン、ぬいぐるみ、好きなおもちゃの写真など）
- ・一人で時間を過ごせるもの、慣れ親しんだもの（慣れ親しんだもの：よくしているパズル、お絵かき道具、おもちゃやゲームなど）
- ・本人のことをわかつてもらうために準備するもの：自分についての紹介カード、人とコミュニケーションをとるための絵や写真カード、受診サポート手帳（鳥取県作成）、コミュニケーション支援ボード、筆記用具など

ケ 認知症の人

(ア) 避難所で困ること

- ・雑音や大きな話し声などにより本人が落ち着かなくなる。
- ・多くの人と一緒だとストレスがかかり落ち着かなくなる。
- ・暑い、寒いなど温度によりB P S D（周辺症状(人によって異なる症状)：徘徊や妄想、陰鬱など）の症状が出やすくなる。
- ・排泄の問題でトラブルが多く起こる。
- ・周囲の人の認知症の理解がないと、本人も家族も安心できない。
- ・介護家族が本人の側を離れ、自分の時間を持つことができないと家族自身も疲弊する。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・ざわつきや雑音が比較的少ない場所（奥まった場所や出入り口から離れた所など）を、パーテーションなどで仕切り、本人と家族の専用スペースとして確保する。
- ・専用のおむつ交換や排泄スペースを確保する。
- ・家族以外のなじみの人たち（介護・医療専門職、近所の人、親戚等）が近くにいるように配置する。

(物資・備品)

- ・ビニール袋、身体用ウエットテッシュ、介護食品

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・認知症の本人と家族に対応できる専門職（介護支援専門員、介護職員、認知症看護認定看護師、保健師）、認知症サポーターなどの見守りができるボランティア、認知症の人の介護経験のある方

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・同じ目線で前からゆっくりと、短い言葉でひとつづつ話す。
- ・認知症の人は思うことが言葉としてすぐには出にくいため、あせらず、ゆっくりと聞く。
- ・一人の人生の先輩として接遇する。
- ・本人が落ち着かないときには、説得したり、態度や言葉で抑えたりせず、寄り添い、話を聞いていることを、うなずきや態度で伝える。
- ・本人が知りたいこと、分かってもらいたいことをメモにして貼る・渡す。
- ・本人の好きな歌・なじみの歌・わかりそうな歌を口ずさんだり、一緒に歌ったりするなど少しでも本人にとって心地よい刺激を試みる。
- ・基本的に、職種よりもスキルの方が重要であるため、避難者にも協力を呼びかけ、支援の体制をつくる。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・認知症の人本人の名前、住所、連絡先、呼び方、身内の名前、連絡先がわかるホルダーメモまたは名札などを作る。
- ・本人の状態による介護用品（おむつ、携帯トイレなど）
- ・本人に、避難することをきちんと伝え、安心してもらう。
- ・避難に際しては、日ごろからつながりのある専門職（ケアマネ等）、介護・医療利用事業所へ避難先を連絡する。
- ・自治会、防災会など近所のなじみの人が避難を支援する体制づくりに努める。
- ・介護家族には短時間でも本人から離れて自分の時間を持てるよう周りの専門職やボランティアの人々に支援を頼む。
- ・早期の福祉避難所への移動に向けて、本人の情報（名前、年齢、病歴、介護保険等）がわかる用紙を作っておき、早期の移動を申し出る。

また、各障がい等関係団体が障がい等の種別ごとにハンドブック等を作成しているので、平時から目を通し、災害時の対応の一助とする。

- ・「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック～自閉症のあなたと家族の方へ～」
(社団法人 日本自閉症協会)
- ・「避難所での認知症の人と家族支援ガイド」(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター)

コ 外国人

(ア) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・母国への安否連絡のためのネット環境・Wi-Fi環境整備

(物資・備品)

- ・医療面で視覚的資料としての絵カード

(イ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・母国と日本の事情、言語が分かる人
- ・母国の状況(支援策など)情報を集めて共有してくれる人

(ウ) その他

- ・文化や習慣の違いがあり、日本の避難場所でのマナーや避難をする際に必ず守るべきこと等の周知を行う。
- ・事前に、本人の連絡先を母国の家族へ伝えておく。
- ・日頃から、道路標識板・案内板などで避難所になる場所の周知を行う。
- ・宗教や文化によって、食べられない食材等があることを理解し、必要に応じて別途食材等の調達等を行う。

4 指針の周知・啓発

指針の内容が理解・実践されるよう、多様な広報媒体による周知や、要配慮者、支援者、施設管理者、障がい者関係団体等、行政職員等への研修や訓練などを通じて啓発を行います。

【周知例】

福祉避難所を知っていますか？

○○市では、災害時に避難所での生活が困難な方のため、市立の福祉施設等や、市と協定を締結した民間の福祉施設等を、福祉避難所として位置づけています。

Q. 福祉避難所とは

A. 避難所での避難生活が著しく困難な方を受け入れる施設です。

災害時に、一般の避難所での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所として位置付けられるもので、対象となる方を把握のうえ、施設の状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次すみやかに開設します。



高齢者受入施設、障がい者受入施設など

Q. 対象となる方は

A. 主に、要介護高齢者、障がい児者、妊娠婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方（以下、「対象者」という）とその介助者等です。

介護保険施設や医療機関等に入所・入院していない在宅の方を対象にしています。

一般の避難所においても、対象者に配慮したスペースへの配置や教室の利用を検討するなど、より軽度の方について、一般の避難所で受入できるよう配慮します。



必要性が高い人を優先します

福祉避難所へは、より必要性が高い方から順次避難していただきます。

Q. 避難の方法、避難先施設は

A. ○○市災害対策本部において、施設の開設状況を踏まえ、受入施設を調整します。

避難所へ避難したものの、避難所での避難生活が著しく困難な方について、本人の状態や避難生活の状況、福祉避難所の開設状況や受入可能な人数などを踏まえ、○○市災害対策本部において受入の調整を行います。

【福祉避難所に関するお問い合わせ先】

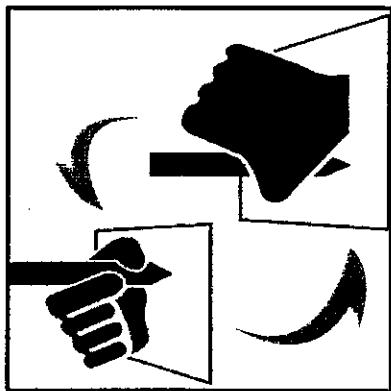
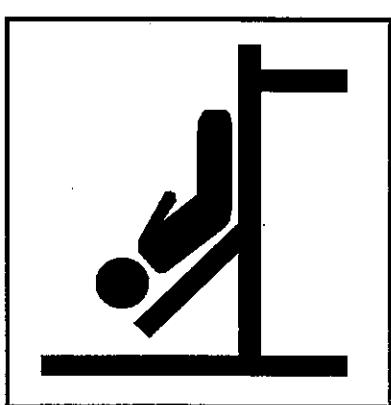
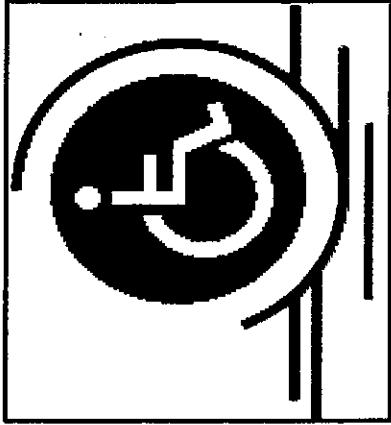
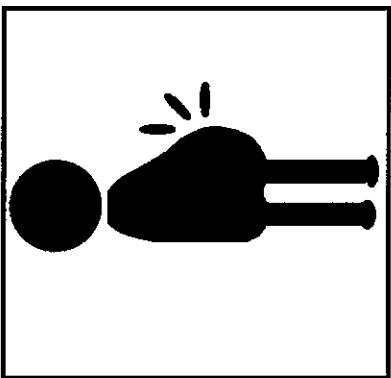
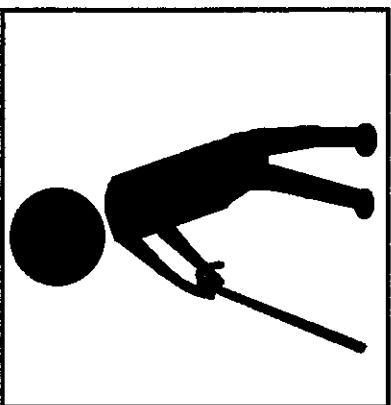
○○市○○部 ○○課

TEL : △△-△△△△△ FAX : □□-□□□□□

(例：施設掲示用)

ふくし
ノド田
ノド上
泥浴
なん
住
サ寒
妊
泥浴

ここは、障がいのある人、障病の人、等
難病の人のための施設です。



対象ではない人には、状況に応じて一般的の避難所を案内いたしますので、御承知ください。
⇒近隣の避難所
(避難所名) (避難所名)

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について

平成30年3月20日
危機管理政策課

平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月の豪雪をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

※原子力災害対策編については、前回の常任委員会で報告済みです。

- 1 意見募集期間 平成30年2月26日（月）から3月12日（月）まで
- 2 意見総数（応募者数） 14件（7名） ※原子力災害対策編に関するのを除く
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方（原子力災害対策編に関するのを除く）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
支え愛活動	地域での支え愛の視点は新鮮。本当の意味での危機管理としては、日常的な生活支援の見守りが必要。 日頃の信頼関係があつてこそ災害も乗り切れると思う。鳥取県は中部地震の災害関連死も0人で、素晴らしい災害対応だった。	今回の修正では、平成28年10月の鳥取県中部地震や平成29年1月、2月の豪雪時の地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が非常に有効だったので、これを「災害時支え愛活動」として県地域防災計画にも位置づけ、防災対策の基本事項として推進することとしたもの。
中核的な広域応援受入拠点	中核的な広域応援受入拠点には、何が来るのか。	中核的な広域応援受入拠点は自衛隊や緊急消防援助隊など前回修正のとおり応援部隊を受け入れ、その活動の拠点となる施設である。 なお、他県等からの支援物資等の中継・分配については、「災害時物流拠点」として指定する民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及びJAの選果場等の活用を想定している。
災害時物流拠点	熊本地震では必要のない箇所に必要なない物資が送られ、倉庫に長期間保管されていた。 物資をいち早く避難所に届けるには、人の力が必要を感じた。 流通業者はそれぞれ拠点があり、事前に県外の流通拠点を把握し、災害情報を流すようにしておけば、災害時にスムーズに物資が入ってくるようになると考える。	食料や生活関係物資の受渡に際しての必要な人員確保に加え、この度の修正でフォークリフト等の物流機能が整っているトラックターミナル、営業倉庫及びJAの選果場等も活用し、効率的な災害時物流体制の構築を行うこととしている。 中国5県では広域防災部会のワーキンググループにおいて、実効的な広域物流体制の構築に向けた検討を進めているところ。 また、平成30年度には「物流オペレーションマニュアル（仮称）」を作成予定としており、その中で県外の拠点候補地も把握する予定。
支え愛避難所	食料配給・支え愛避難所の設置等、費用負担が発生するので、市町村、県の費用負担のことも記述が必要。	支え愛避難所は、住民による自主運営を基本としており、その活動を補完する必要する場合に、市町村は必要な支援を行うよう努めるとともに、県は市町村に対して必要な支援を行うことを定めている。
避難所の運営	災害発生直後の避難所の運営は、行政職員だけではスムーズにいかない恐れがあるので、具体的に明文化する必要がある。	現計画では、市町村は、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとしている。

		<p>る。加えて、今回の修正では、県は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、市町村と連携し、避難所運営リーダー（地域住民）の育成に努めることとしている。</p> <p>また、地域住民が主体的に避難所運営に取り組むことが進むよう、実践的・具体的な内容を記載した「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を平成30年3月に策定・公表したところである。</p>
災害廃棄物の処理	大きな災害が発生すると、ものすごい量の災害ごみが発生する。この災害ごみの受入れや処理等は万全なのか。	今回の修正では、市町村は、事前の備えとして災害廃棄物処理計画を整備し、適宜見直しを行うものとしている。
被災証明の発行	被災者にとっては、被害を受けたという証明（被災証明）があればいいという被災者もいるので、発行が早い被災証明も必要と考える。	御意見のとおり、被災者の求めに応じて被災証明の発行も必要と考えており、毎年度行っている、市町村職員向けの「住家の被害認定等担当者説明会」の中でも説明も行っている。
水害対策	平時からハード・ソフト両面の対策をしておくべき。	風水害等の防止のために、「風水害対策編」の中で、ハード・ソフトが一体となった対策の実施に努めることとしている。
雪害対策	雪の対策を見てなるほどと思ったが、昨年の大雪の時には、道具を持っていない大学生も多く、みんな困っていた。大雪に備えてもらえることは素晴らしい。	今回の修正では、雪害に特有の対策を「雪害対策編」として取りまとめ、県民の地域ぐるみの支援活動及びそれに対する支援、各道路管理者や関係機関などで取り組む冬期の道路確保対策、立ち往生車両への支援等に取り組むことなどを定めている。 また、大学生の基本的な雪への備えについては、例えば大学から新入生へ、オリエンテーションなどの場で周知していくことなどを検討したい。
防災体制	平時から県民の命を守る体制をとってもらいたい。	御意見のとおり、自助、共助、公助の総合力が重要であるとの「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」の理念の下、平時から県の危機管理・防災対策について、市町村をはじめとした防災関係機関とも連携して万全を期したい。
その他	県がこんなに事細かに災害に備えていることをはじめて知った。	今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が安全・安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計画を充実させるとともに、防災訓練や意識啓発活動等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関が各自の役割を果たし、連携して県全体で自助・共助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努めていく。
	非常に立派にできている。	ご意見をいただいた方に、計画本文の閲覧ができる場所等をお伝えするとともに、疑問点やご意見がある場合にはお寄せいただくようお伝えした。
	詳細を教えてほしい。	ご意見をいただいた方に、計画本文の閲覧ができる場所等をお伝えするとともに、疑問点やご意見がある場合にはお寄せいただくようお伝えした。

4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、3月23日（金）に開催する県防災会議において審議される予定です。

